

第十六回 参議院電氣通信委員會會議錄第十六号

(四七一)

昭和二十八年七月二十三日(木曜日)午前
十時五十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 左藤 義詮君
理事 島津 忠彦君
久保 等君

委員

津島 壽一君
新谷寅三郎君
小林 孝平君
山田 節男君
三浦 義男君

國務大臣

郵政大臣 塚田十一郎君

政府委員

大藏政務次官 愛知 揆一君
大藏省理財局長 石田 正君
郵政政務次官 飯塚 定輔君
郵政省電氣 通信監理官 金光 昭君
郵政省電氣 通信監理官 庄司 新治君

事務局側

常任委員 後藤 隆吉君
常任委員 柏原 榮一君
常任委員 会専門員 常任委員 会専門員

説明員

日本電信電 話公社總裁 梶井 剛君
日本電信電 話公社副總裁 梶 勉君
日本電信電 話公社副總裁 吉沢 武雄君
日本電信電 話公社副總裁 吉沢 武雄君

本日の會議に付した事件

○公衆電氣通信法案(内閣提出、衆議院送付)

○有線電氣通信法案(内閣提出、衆議院送付)

○有線電氣通信法及び公衆電氣通信法施行法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(左藤義詮君) 只今より委員會を開会いたします。

公衆電氣通信法案、有線電氣通信法案、有線電氣通信法及び公衆電氣通信法施行法案を一括議題といたします。前回に引続き質疑を行いたいと存じます。間もなく大藏當局も参るようでございます。

○久保等君 郵政大臣がお見えになっておりますので、郵政大臣に一点お伺いしたいと思ふのですが、それは昨年の八月一日から公社になりまして以来、その以前におきましては、いわゆる特定局の電氣電話業務というものは、これは電通省が郵政省に委託をいたしておたのですが、昨年の八月一日以降は、監督大臣はこれは郵政大臣、その下に電氣公社が電氣電話事業の運営に當つておるわけなんです、機構改革をたまたま機を一にして考えました関係から、監督官庁が郵政省になり、而も電氣電話は電氣公社が経営をするということになりました関係から、以前に郵政省でやつておりました特定局関係の電氣電話業務は、引續いてやはり郵政大臣に電氣公社が委託をしてやつておるというところにまあ建前はなつておるわけなんです。今度の電氣

通信法案の中にも、そういったような点が謳われておるわけです。特に第七

条あたりがそうなると思ふので、このことは少くとも一般の常識的に考へてみました場合には一つの矛盾だと思ふのですが、監督官庁が被監督者の依頼によつてその業務を實施するということ、確かにこれは一つの原則だと思ふのです。非常に特定局の問題については、電氣電話事業についていへば、今後研究しなければならぬ問題が残されておると思ふのですが、こういう変態的なものは、少くともいへばできるだけの機会に政府當局としてもう少し何かすつきりしたような形にすべきでないかというふうな考へるわけです。というの

は、やはりどうして運営の面において監督官庁それから電氣公社という関係の間で監督官庁に委託するということ、勿論充足当初は、これはお互いに、それ、幹部間にいたしましても、同じいわけ長い間同一事業に携わつておるという関係で、非常に円滑に行つておると思ふのです。が、必ずしも永遠に将来非常にスムーズに行くとも考へられない面が、この組織の上からいへば確かにあると思ふのです。そういう矛盾したような過渡的な段階として、こういう状態が今日あるわけなんです、そういう点については、やはり一番根本的な原因は、政府の機構改革という問題が、非常に、いわばできるだけ簡素化するの

のを抜きにした無理押しをして非常に

おかしい形に突はなつておると思ふのですが、そういう点で機構改革の問題とも関連するわけなんです、この点については、将来政府當局として十分に何と考へて行かなければならぬのか、現在のままでこれは實際問題としても何らかしかならぬのだというふうにお考へなのか、そのあたり大臣のお考へを承つておきたいと思ふわけなんです。

○國務大臣(塚田十一郎君) これは考へ方としては、御指摘のように多少おかしな点はあると思ふます。併し、私は大体郵政省というものを、よく考へてみると電氣公社と同じように郵政事業そのものをやつておる現業官庁としての部分と、そして又郵政、電通を通じて監督をしておる監督官庁という部分と二つが一本になつてゐる。従つてここに「委託すること」ができる。とは書いてありますけれども、委託されておるのは、今の現業官庁としての郵政大臣の部分に委託がされておるので、監督官庁としての郵政大臣が委託を受けておるという形では必ずしもないのではないと思ひます。併しそれと監督官庁としての郵政大臣と、現業官庁としての郵政大臣とを、どこにどうけじめを付けるのだとおつしやられると、やはり理窟の上では若干矛盾はどうしても拭い切れないと思ふのです。今私も行政機構改革の下ではいろいろ考へておるの

ですが、考へ方だけからすれば、郵政

事業も公社みたいな形にしてしまえば、今の現業部分が完全に離れてしまつて、監督の部分だけが独立して郵政も電通も同じ立場になる。そうすれば同じ公社という立場にあるもの同志の上に委託されるということなら、これはそういう矛盾もなくなるというこ

うことも考へられるわけでありませう。併し、別に郵政を今すぐ公社にするというほど切つて行けるかどうかということは、他の面からいろいろ考へなければならぬので、まだ結論は得ておりませんけれども、まあすつきりできるものならすつきりしたいと思ふのでありますが、併し余りすつきりしたいというところに急なために、そこに不経済を起してはならぬから、今の段階では一応ここまでのではないか、こう考へておるわけでありませう。○久保等君 この問題は、勿論今後の研究問題でもあると思ふのですが、いづれにしても、要するに私の申し上げたい点は、事業の実際という面よりも、当時といひますか、その時における一つの政府の行政簡素化なら行政簡素化という問題から、とかく機構改革を画一的に取上げることが、ついで、或いは又非常に無理をとかく同じ

う問題になると、これは相当疑問があるかと思ひますし、そういう点から今後十分に御考慮を願ひたいという意味で、只今の御質問を突は申上げたのですが、私自身として、特別にこゝで具体的にどうすべきだという結論を持つて突は御質問をいたしておるわけではありせんけれども、いずれにしても非常に、ちよつと常識的に考えても又事実問題としても、将来現在の形のままだいとはいへないのじやないかというふうにも考えておりますので、その点大臣の御所見を承わつたわけですから、別にこれ以上この問題につきましても、續けて質問する考えは、その点も十分にお考えを願ひたいという程度でとどめたいと思ひます。

○委員長(左藤義詮君) 大蔵政務次官は他の委員会からも非常に呼ばれておられるようでございますので、この機会に大蔵当局に対する御質問を主としてお願いしたいと思ひます。

○新谷寅三郎君 愛知大蔵政務次官にお伺ひしたいのですが、昨日郵政大臣から、今度の衆議院で修正せられまして予算案と、それからこの委員会にかかつておきます電気通信関係の三法律案との関係について御答弁がありました。要するに、政府は勿論予算の執行については責任を負うので、今の予算の通り決定をしてもいい、ただ衆議院の法律案の修正の結果、相当地本年度以降において、本年度においても歳入欠陥を生ずるであらうから、それは来るべき国会において予算の補正をするつもりである、こういう趣旨の御答弁がありました。これについては、郵政、大蔵両当局でお話合ひの結

果御答弁なすつたようでありまして、これは突は非常に重大な問題であります。私どもも電話料金の値上げということは必ずしも賛成しがたいのでありますけれども、日本の電信電話の事情を見まして、これは何としてもこゝで相当大幅な拡張計画を立てて行かないことには、国民に対して非常な迷惑をかける、電話の用をなさないと、この点から、この料金値上げにつきましても、趣旨においては賛成をしておるものであります。従つて一案であります。公社の提出しております電信電話の拡張の五カ年計画というものを一応の基礎資料として、この五カ年計画が崩れるという事になりまると、突は我々が今まで審議して参りました対象が崩れてしまふことになるので、この点については非常に私は重大視しておるのであります。この五カ年計画を遂行する上に必要な所要資金は、法律案の修正によつて、二十八年度は確保できないような見通しになつて来たのであります。これについて大蔵当局として、必ず来るべき国会において予算の補正をして五カ年計画の遂行に差支えないような措置をとるというお考えでありますかどうかと、もう一度はつきりお答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(愛知一君) 只今の新谷委員からのお尋ねは、誠に御尤もなことでだと思つております。私も先般、日前に衆議院の電通委員会におきまして、衆議院において加えられた修正の問題が討議されておりますその段階から以降におきまして、私どもとしても、突は財政当局としては原案の

ほうがよろしいと思ひまして、原案をずつと考へておつたのであります。衆議院の御意図によつて、修正を加えられるということになりました以上は、やはりこれは五カ年計画なり、更にその底にある十カ年計画なりという電通公社の御計画というものを基礎として、それが今度の修正が法律に加へられても実施ができませんように、我々としても責任をとななければならぬ、と、こういうことを申し上げて参つたわけでございます。そのことは、只今も明確に申し上げて、非常に困難なことではございますが、追つて予算の補正という段階にこれを何とか実施するようにしなければならぬ、と、こういうふうにお考えを願ひたいと思ひます。

○津島壽一君 ちよつと愛知政府委員にお伺ひしたいのですが、いづれこの歳入欠陥については、予算措置で補充をするというお話ですが、これは会計法の規定についての解釈だけを承わつて、それが可能であるということをはつきり伺つておきたいと思ひます。この日本電信電話公社法の五十一條だと思つていますが、この文句は「予算の成立後に生じた事由に基いて既に成立した予算に變更を加ふ必要があるときは、予算を修正し」と、そこに文章として、また予算は参議院で審議中である、そして衆議院で歳入の欠陥が生ずるような値上げの削減をした、まだ予算成立後に生じた事由ではないわけですね。仮に参議院でこの法律が先に通過して予算が遅れた場合に、仮に現実の問題として歳入欠陥が起るような法律が先に通過して、そして予算

があとから国会を通過したという場合に、五十一條の文句は、予算の成立後に生じたのではなく、予算の成立前に於いて法律が通過して欠陥を生じた場合に、この規定で、果して予算を修正する待機の時を考へてできるかどうか、こういう問題があると思ふのですが、そこを大蔵省の解釈はこれができるのだと、こう言へば、この審議は割合に安心して、安心という意味は、いづれでも政府が実行するのだとはつきりした御表明があつて、ただ電話料金の値上げを多少抑えて歳入が合わない部分は、早く予算的の措置をする、というのには五十一條でやる、その成立前に生じた事実について予算を修正する案が五十一條でできるかという点ですね。これは今から伺つておくと、あとでこれはできなかつたのだと言つて、それはできないのだと、こういうことになつても甚だ委員会としてはまづいことになると思ひますが、どんなものでございましょうか。

○政府委員(愛知一君) この五十一條の問題につきましては、衆議院における審議のときにも大分問題になりました。この規定は、見ようによつてはいささか不備ではなからうかというような議論も出たような次第でございます。純粹に法律論として解釈いたしましたれば、今津島委員の御指摘のごとき、私は疑義があり得ると思ひます。併し最近におきます法律と予算の関係は、申すまでもございせんが、予算案は内閣が提出権を持つておる、法律案については議員の立法ということが認められておるという関係から、再

に亘りまして予算と法律とが齟齬する場合が突はございますので、これは根本問題としてどういふふうな調整しようかという問題が別個にあるわけでございますが、この場合におきましては、私は公社法の第五十一條から言へば、必ずしも疑義のないことではないと思ひますけれども、併し条理上から申しまして、すでに衆議院という一院が法律案の修正ということによつてその意思が決定されております。又これからは仮定の問題でございますが、参議院におかれましてはその衆議院の修正を是認されるということでは意思が決定されまふならば、その国会の意思というものは、条理上当然に尊重されなければならぬものでございまして、先ほど申しましたように、必ず予算上の措置を然るべき機会にしなければならぬという義務を政府側が負うものであると、こういう解釈の下に、特に本件につきましては、政府といたしまして補正予算という具体的な表現まで用ひまして、何とかこの歳入欠陥を補おうということをお約束するといふ態度を明白にしておるつもりでございます。

○津島壽一君 この五十一條があつても、補正予算というか、歳入補填の措置が可能である、こういうふうには大蔵省でお考えになつておる、障害がない、こういうわけでございますね。

○政府委員(愛知一君) その障害がないと考へます以上、本件につきましても、必ずやるといふお約束を申上げる、こういうことではございせん。

○國務大臣(塚田十一郎君) 私からも補足的に、突は最も困難な問題の御追及を受けておるので……。突は衆議院

でこの点の追及を受けましたときに、この公社の予算は、郵政大臣のほうに調整をして大蔵大臣のほうに相談をするということになっておりますので、その辺の責任は郵政大臣のほうにあるわけなんです。併し、何にいたしましても、あのときは、衆議院は予算は通つてしまふ、法律案は今通るか通るまいかという段階になつておるので、正確には五十一條を文字通り解釈しますならば、参議院が予算と法律がどういふ場合になるかという時期に來てからでなければ議論ができない問題であります。衆議院のほうは一応これで通つたわけなんです。併しこちらへ参りまして、法律案が先に來、予算があつたといふことになると、この文字を、これを文字通り解釈すると非常に困難な事態が出て來ると私も思ひます。衆議院が衆議院を通じてしまつて今参議院で御審議を願つておる。そしてそのあとで法律案があつた形では国会が又別に意思を御決定になつたといふときに、それでは新しい意思に従つて予算を政府が修正できるように時期におるかどうかといふと、それは政府の手にはかけられない段階になつておると解釈せざるを得ない。従つて参議院において、新しい衆議院の法律修正に従つて、予算の修正を下さるというのであれば別でありますけれども、政府としては、これはどうにもならない段階である。今五十一條は、文字通り解釈いたしますれば、参議院で予算が最終的に意思がきまつたとき、まあ成立のときといふことになるのであります。私は五十一條のこの法の堅持といふものは、政府が予算を出すものではあるが、政府は予算が自分の手でどういふままだできる段階において直さなければならぬ事由が生じたならば直せ、それでなかつたならばあとで修正でやれと、こういうふうに私は規定をしておるのじやないかと、そういうふうに解釈いたしました。参議院において予算が修正をされずに行つてしまふ、法律があつたまま参議院を通るといふことであらば、五十一條の趣旨からして、政府が予算を修正するといふことは差支えないのじやないかと、こういうふうに私は私としては考へておるわけなんです。

○津島壽一君 それですつきりとした形だと、この衆議院の修正案と相待つて、附則にでも、こういう法案といふか、法律に基いて生ずる実行上の不足は、五十一條に準じて予算を修正することができるとかいう経過の規定でも設ければ、そういう疑義がないと思ふ。これは何といふか、法律的に言つて、切りつ放しにして、予算は、歳出はそのまゝ通して、そしてあとで補正いたしますと、こういう言明をする、何によつてやるのかと、こういうことになる。政治的にやりますといふことは、これは政治上の問題であつて、昨日も衆議院の説明を聞くといふ、三派合同ですら必ず通るの、というふうに言う。それは政治上の問題であつて、必ずしも会計法規といふか、国家の予算法規といふものが、そういう力をそのまゝ信頼していいかどうかといふことに多少の疑義を持ちますから、これはこの予算は郵政大臣が提案者となり大蔵省と協議してきめるという特殊の形でありますから、協

議を受ける大蔵省においては、法規的の故障なしといふことを言明して頂ければ、これは安心して審議ができると、こう思つたから質問したのでありますが、やつぱりその通りやつて、これを、附則をつけるという御意思は、若し仮にそういう案があれば、そういう案がなことはどうもできない、こういうふうなあれでしょう。○國務大臣(塚田十一郎君) この点、私も津島委員が只今お話になつたような附則にでも措置をしておつたらいいやうなことは全然考へておらなかつたのであります。そういうふうにして、少くともこの問題については、この五條の特例と同じやうな規定が財政法にもあるわけなんです。特例をきめておけば、そういう法律問題も生じないで非常にすつきりするといふこともなると思ひますのであります。○新谷實三郎君 ちよつと今に關連して、いろ／＼五十一條、これは公社法案の審議をするときに多少問題にしたことを記憶しておりますが、例えば今度の九州の災害のやうな大きな災害が今日どこかで起つたといふと、ね、そうするとこれは調査もまだできない。そして被害額もわからないから、復旧をしなければならぬのだけれども、勿論誰も予算も何も組めないといふ状態だと思ふのですが、こゝで五十一條を言葉だけで考へて行くと、これはどうしても予算の決定される前に、それは予算を直しておかないと、予算成立前に起つた事柄については、予算成立後にはもう見えないのだといふやうに考へて行くことは、これは法

律も予想しなかつたことだらうと私は思ふのです。そういう意味で、多少の私は疑義がありますけれども、政府の当時提案された五十一條の解釈といふものは、相當さういふものに對して何といふんですか、いおぼゆとりのある、幅のある解釈をしておられたのじやないかといふふうにお聞きしますが、その点はどうなんですか。例えば今日えらい大きな災害が起つてしまつて、これは予算の成立前の事故だ、これに對する補正予算といふものは、予算が成立してしまつてからではこれはどうも提出しにくいのだといふことになると、實際これは動かない。今度の現実問題でも、西日本、それから九州方面の災害による被害が、公社でも相当私は大きいと思ふのです。これなんかは今まだ恐らく調査中であつて、被害状況も恐らく和歌山、奈良等については判明しないだらうと思ひます。こういう問題について処理される場合に、今の条文をどういふふうにかゝて行くかといふことも併せてこれは考へられないと、単に字句だけの解釈でおきめになりますと、あとで動きがつかないやうなことになると思ひます。○國務大臣(塚田十一郎君) どうもそういう点が、非常に私が衆議院で規定が少し不備じやないかと言つて叱られた点であります。ただ只今新谷委員が御指摘になつたやうな事態の場合には、これは五十條のほうに措置はできるといふことになっております。その追加をする場合は、「予算作成後」といふ時期になつておると思ひます。ところが修正の場合は「成立後」といふところまで打切つてあるのです。それで新谷委員が御指摘になつたやうな場合に

は、作成後の事態であるからしてこれは追加ができる、措置はつくのでございます。それから、追加と修正とをどうして五十條と五十一條に分けて、修正の場合は、成立後でなければできないとした事情がその辺はつきりしないのでございます。そうしてこういう問題が起るといふことは想像もつかないものであります。こういう規定になつておつたと思ふのですが、現実に起つてみると實に遺憾をしております。而もこの段階においては、政府は幾ら直せとおつしやつても直す法的な権限もなし、又直しておる事実上のゆとりもないといふことになつておるものであります。まあそれでどういふ場合が今後ちよ／＼出て來るならば、何かやはり法律面に若干の考慮を加えてその辺を直しておかないとすまい。ただ今申し上げましたように、法律がこうなつておる、而も事實上の必要がはつきり起つておるものでありますから、この「成立」といふ字を、必ずしも参議院が予算が通過をしたときという既定の段階でなしに、これは政府が予算に手をつけられなくなつてからといふ意味に解釈して頂ければ、その矛盾は若干補つて行けると、こういうふうに考へておるわけでございます。○津島壽一君 只今の新谷委員の御質問の点は、私も今の郵政大臣の御答弁でいいと思ひます。予算は審議中であり、避くべからざる事由があつて、例えば災害等があつて、その予算を追加するといふためには、追加予算の程度をやつて行く。これは予算といふものを作成した後に起つた避くべからざる事由であつたといふのでいいと思ひます。今回の場合は、歳出予算をとつて

おるので、避くべからざる事由というものは、これでたくさんだというのに財源が足りなかつた、そのまま予算が成立してしまつたという様な場合に、その追加予算という形式でも行かないものがあるのではないかと思います。尤もこの会期中間がなければ恐らく歳入側の何か、いわゆる追加予算でありませうか、何かの手がでるだらうと思ふ。追加予算を必要とする事由は、いずれの場合にも利子並びに債券取扱手数料が増額に来るわけですね、七十五億を百億の公債社債を出そうと、こう言へば当然に事後に起り得るものもあると思ふのですがね。私が懸念論をすれば、そういう状態では修正で済まないが、あとで修正し得るような途を開くためには、こういつたいいわゆる料金値上げの修正といつたような法律をここに出すという機会に、この法律上の疑点を臨時規則としてちゃんと用意しておけば、あとで法律上の疑義が起つた時に、これはこういつた法律の規定によつて特殊の修正予算を出すのであるといふことを言えると思ふ。そうでなければ、仮にあつたら修正する、何月、いつやるかは別として、これは何の規定で出したかと言われれば、委員会から言われて責任をとつたからだといふだけの政治上の問題になるという危険があるので、この機会にその疑点をはつきりして責任をおとりになるといふことで私自身はそれで結構と思ひます。その意味でつたのでございますが、さう承知して結構でございます。

○国務大臣(塚田十一郎君) 承知しました。

○津島壽一君 これは郵政大臣に昨日

ちよつとお伺ひしておいた点でありまして、特に大蔵省側に最も関係があると思う問題で、もう一度繰返すような恰好になりまして、衆議院のこの法律修正に伴つての歳入の欠陥というものは、社債、主として公債社債によるという点で、こういうことで郵政大臣がそれに同意したのであつたやうなお話があつたわけでありませう。それで今の予算の、この政府の特別機関、電電公社の予算で、これは初めて見るのですから間違つたら……、第二十一条に、公債により発行するものの限度額を七十五億圓と、こういうこととに修正されて修正予算といふ名前であるかどうかわれませんが、この七十五億圓といふのを、公債社債を、二十五億圓の補填のために公債の社債を発行するといふと、この七十五億と書いてある数字と同じになる、こういうことになるのでしようか、現実には百億発行する場合に、その点をちよつと伺つておきたいと思ふのですが、この条項が修正になるというところが、あとから出る修正予算の……の項目である、こゝう承知してよろしいでしようか。

○国務大臣(塚田十一郎君) さうに考へております。

○津島壽一君 そこで事実上の問題ですが、政府機関の全体の予算、これは予算委員会の問題でもありませんが、むしろ金融の問題でありますから、この五カ年拡張計画が果して実行できるかどうかという問題の實質という意味で、予算委員会よりもこの委員会ではつきりしたほうがいいと思ふのですが、大体専売公社、政府機関でも全然さういつた問題のないところですが、

国鉄と電電の関係でございます。この修正前の予算審議中の今の予算によると、大体国鉄のほうでは、その所要の資金を公債社債が八十五億圓、二十年年度の予算で、それから借入金、預金部という、運用部の資金による借入百四十五億圓といふことになつておるわけでありませう。これに對して電電のほうでは二割五分値上げによつて歳入が賄えるという意味で公債を七十五億圓、こんなふうにする。運用部のほうには借入なし。こういうことになつておる。公債は百億に増加する。さういふような結果になると思ふのですが、そこで両機関の資金調達の均衡をうまく得ておるかという問題が当然に起ると思ふのです。原案は、政府案に極めて合理的で公正な全体の調和がとれておるものだと私は拝見しておつたのでありますが、値上げの修正によつて、その結果が著しく偏頗と言つちや言い過ぎるかも知れませんが、やや均整を得ていないものになるのじやないかといふように感じるので、即ち公債社債が国鉄は八十五億、電電公社の債券は公債百億になる、こゝういふやうな結果になつて来るわけですが、これが總括的に可能であつたとしても、社債市場において……、全体の資産なり運営の収支から見ても、いろんなケースを見ましても、国鉄の収支は大体電電の三倍になつておる。あらゆるケースを大体見て……、電電のほうが三分の一といふか、三対一といつたやうなものが、百億の社債公債をする、国鉄は八十五億だといふことがどうも起債市場に受ける感じがどういふものであるかといふことを我々は心配するのです。八月以降といふことになる、大体八カ月しか残つて

いないといふところへ、電電社債を月に平均十二億五千万圓も出して行かうといふやうな恰好になる。そこでどうしても運用部資金といふものが、一体現実にこの一部を賄うといふ余地が絶対にないか。今はさうであるけれども、将来の修正予算を出されるまでの状況においてその余裕があればこの二十五億の欠陥を補うのに公債の額を減ずる余地があるといふ含みを残されるのであるのか。もうこの機会に全部二十五億が公債です、この意思を変えんのだといふことまでもはつきりここできめておく必要があるのかどうか。衆議院の審議者の意見を聞くと、さうなつたのだとおしやつたけれども、それは衆議院と参議院とは別として、全体の約合ひから見て国鉄が昨年は百三十五億運用部資金をまゐ資金に充てた。今年は十億増して百四十五億、電電は三十五億の運用部資金を二十七年で借入れるといふやうな方法であつたのが今回は零にした。それは理由が見込んだからこれは割つておこうといふのは、極めて妥當な措置だつたと思ひますが、併し政府がこの修正案に同意されて大きなさういつた歳入欠陥を作つて、これからどうして補正しようかといふことを考えるには、今はつきりと全部公債だと、こゝういふことは結局ゆとりがないことになるのじやないかといふことを心配する。これは起債市場の状況もいろいろ考えなければならぬ。殊に電電の社債といふものがど

れだけ民間一般の応募というか、金融機関が鉄道以上に毎月出すことを受入れるかといふ問題も考えなくちゃならぬ。それを考慮するゆゑは、この二割値上げによるといふと、来年度は電電公社は二百五億の借入金又は社債発行でなければ五カ年計画が実行できない。五カ年計画は必ず実行するのだ、さうして来年度は二百五億、今年非常に重い社債を出す、来年公債公債といふものが電電公社のほうには嫌がつて来ると、さあこゝういふ面から五カ年計画の実行という面に破綻を来たす虞れがあるのじやないかといふことを心配する。二十九年度の予算はどうなるかはとも予期することはできませんけれども、先ずはつきり言へることは、借入金、社債の発行二百五億ですか、二百六億圓、こゝなる。さう今毎月十二億五千万圓平均の公債社債を持つて行つて、来年もこゝうこれは金融機関としては御免だ、こゝういふやうなことになると非常に予算の執行に支障を生ずるという虞れがあるので、まあ言い換えれば、この修正に電電の資金調達に非常にむずかしい問題を起すし、殊に国鉄、電電のよくとれたバランス、これはよくとれていていふことは、私は合理的にできているといふ意味ですが、それが破壊されたから一遍御破算にして、全体を總括的に考えられて、今後の予算をきめて行くといふやうなことが考えられぬものであるか。これは衆議院で御説明になつたところと少し違ふかも知れませんが念のためにお伺ひしておきたい。こゝういふやうなわけでございます。如何でしようか、この点は。

○政府委員(愛知揆一君) 只今のお話でございますが、実はこれは郵政大臣が昨日御答弁申上げましたことと或いは言い廻しが多少違ふかも知れませんが、その点はあらかじめ御了承願いま

す。衆議院の修正に関連して大蔵当局の意見を求められた場合には、先ほど申しました通り、私どもはやはり原案がいいのだ、できればそうして頂きたいのだが、どうしても値上げの率が多過ぎるということでお下げになるということであつたわけでありまして、そうするとどうしても歳入欠陥は補わなければならない。この点については、補正の際に責任を以てするという欠陥が起らないようにいたします。このことを申し上げたのでございまして、具体的に二十五億円が全部公募の杜撰でやるといふところまでは私のほうとしてはまだ研究を積んでおりません。何分にもかなり急激に起りましたお話でございまして、十分に御指摘の通りで、二十九年以降の問題は勿論でございまして、差当り二十八年度の予算案がこゝまで遅れて参つて来ておりますので、当初私どもが考えました不成立予算のときの考へ方や、或いは今回御審議を願つております予算案に関連しての資金計画の關係から申しましても、全く只今御指摘の通りでありまして、果して八月中の予算を通して頂けるとして、八月以降の金融市場の状況を見て、原案でさえもなか／＼市場の消化が困難であろうと考へておるところへ、更にこういう新しい問題を頂いたわけでありまして、我々としては非常に苦しいわけにございまして、いろいろの手を併せ用いなければならぬと思つておるわけでありまして、なおこれは余計なことかも知れませんが、このほかにも予算案の修正に伴ひまして、例えば地方債の起債の増額ということも又政治的にきまつておるわけでありまして、これ又できれば

資金運用部で保有してくれ、いやそれはできないから公募債だというふうな議論がまだ続いておるわけにございまして、そういうふうな情勢から申しますと、只今御指摘を頂きましたが、二十五億は丸々公募だということには私どもは必ずしも考へておりませんで、この点は至急に且つ具体的に検討させて頂きたいと思つております。現に具体的な消化の問題につきましても、大蔵省としては非常な責任がございまして、御承知のように鉄道、電電兩債券については、これも只今法律案の御審議を別途ほかの委員会でお願ひしておりますが、政府の保証をつけましてそのほかにも利率、条件等につきましても、現在シンジケート方面とも内々の交渉をやつておるのであります。それはすべて原案のものでやつておつたのでありまして、この話も全部覆つて来るわけでありまして、率直に申上げまして、そういうふうな状況でございまして、大きな政治的責任を負うてこの難局を打開しなければならぬ方法にございまして、この具体的な方法につきましても、いま暫らく慎重に政府側の案がまとまり且つ消化が出来ますような見込のつく計画が成案を得ますまで、はつきりしたことは私としては申上げられない立場にあるようなわけでございまして、その点御了承を願ひたいと思ひます。

○津島壽一君 郵政大臣の今の点に関連しての御意見を伺ひしておきたいと思ひます。

○國務大臣(塚田十一郎君) 只今大蔵政務次官からお話がありましたのであります。私が昨日来い／＼な機会にいろいろな形で申上げました気持ちと、結果においては同じことなんだでありまして、私も根本に心配をし、これだけはどうしても守らなければならぬと考へておりますのは、この五カ年計画の、尤も二十八年度は四百六十一億の建設資金を確保するということである、こういうふうな考へておるわけなんだでありまして、従つて今のこの法律案が修正になりまして以後の私の考へといつたしましては、一応はやはりあの新しい料金の下でできるだけ収入を挙げて、そこでやつて行けるならば一番無理なくやるのだ、これは収入を挙げる途はそこに企業努力をして見積りよりも余計収入を挙げて行くという途がもう一つあります。それからして同じくこの杜撰の枠にいたしまして、一般に公募をいたしますもの、ほかに、もう一つ加入者などに持つてもらいます枠がもう一つあります。これは計画の上で四十八億となつておりますが、予算總則の上では八十五億という枠になつて出ております。ここに三十七億のゆとりがありますので、この面からの資金も努力して余計出すという方法もあるわけでありまして、それと今この二十五億を七十五億の上に加えて百億にするという途が三つあるわけでありまして、それでどれにやるのだというところでいろいろ問ひ詰めて、一番確かな方法を約束してくれなければ困るという御意見でありましたので、それでこのところ百億にする。併し百億にいたしても、これは限度額をきめるだけのことでありまして、百億になつたから必ず百億を出すという考へ方では勿論ないのであります。他にどうしても方法がないときには、このところ百億まで

出せるように措置をいたしますと、こういう考へ方なんでしょうから、とにかく結論としては、どれかの方法で財源だけは必ず確保するように努力いたしますと、こういうふうにお答え申上げた気持は、まさに只今政務次官のお答えと同じ、こういうことになつておるわけでありまして。

○津島壽一君 そこでこの機会に一言、何というか、状況を承つておきたいのですが、丁度理財局長がおられますから、資金運用部の資金の最近の状況を、まあできれば見通しを伺いた。今度の予算を見ますと、財政投資の計画としては、資金運用部では千五百八十億円というものを各種の政府機関その他地方債等に融資或いは投資しよう、こういうことになつておる。前年度は千七百七十七億円。こういうケースでありますから、二百億円近く減少の傾向を辿つておるといふようにこれは見られるのですが、今後の見通し並びに昨年度に比べてかくのごとく二百億円も資金の額が減つて来ておるといふ事情、それを概略お話を願ひたい。

○政府委員(石田正君) この資金運用部の資金につきましては、いろいろと御説明申上げますれば複雑なことがあつたのでございまして、先ず第一に、津島委員がお話になりました運用計画におきまして約二百億円ほどの減少を来たしておりますが、その一つの大きな原因といつたしまして、御承知のように郵政省のほうでやつておられますところの簡易保険及び郵便年金につきましては、二十七年中に生じました剰余金の半分を簡保年金の特別会計において単独運用をするということに相成

りまして、それが本年度から始められるわけにございまして。その額が大体地方債の引受に主として充てられるわけにございまして、大体充てられるわけにございまして、それが百九十億円にございまして、そういう關係がございまして、これを先ず申上げておきたいと思つてございまして。

それからその次に、資金運用部の最近の状況といつたしまして、大体終戦後におきまして何と申しますか、よく言われることでございまして、資金運用部におきましては資金を溜め込むといひますか、そのような現象が行われておつたわけでありまして。それが二十七年からはいわゆる過去の蓄積資金を放出するといふような方向に転じたことは御承知だらうと思つてございまして。で、二十七年におきまして、資金運用部といつたしましては、大体余剰金が五百四十億くらいあつたわけにございまして、それが二十七年末におきましては百九十九億に減つたのでございまして。というところは、その差額でありますところの三百四十一億というものがいわば過去の蓄積資金を食つたという形に相成るわけにございまして。それから昭和二十八年におきましてはどうかと申しますと、その百九十九億が二十八年度末におきまして百二十六億に減る。従ひまして七十三億食うというところに相成るわけでありまして。そのほかにも有しておりますところの国債も百八十一億売却いたしますので、この七十三億と合せば、二百五十四億というものを過去の蓄積資金を食う、かようなことに相成るわけにございまして。かようなことをいたしております

のであります。二十九年度以降に
おきましては蓄積資金の、その他国債
を持つておるといふようなものを資金
調達の特種な身代りとして参りますも
のが、殆んど起債するものがなくなつ
てしまふ、こういう状況でございます。
て、まあ郵便貯金なり或いは厚生保険
等におきまして、いろいろの、いわゆる
我々が原資と呼んでおりますものが二
十八年度と同じように二十九年度が過
ぎるといたしますならば、又そこで今
申しました二百五十四億というもの
けい運用しきれない、かような状
況に相成るわけでございます。我々
といひましては、他方におきまして
いふ／＼と資金の需要が殖える。他方
におきまして資金運用部に関する限り
資金が減つて参るといふことによりま
して、二十九年度以降、この両者の調
整をどういふふうにして図つて行くか
といふことにつぎまして非常に心配を
いたしておるという事情でございます。
す。率直にそういう事情を申上げてお
きたいと思ひます。

○津島一君 そうすると今の見通し
から言つと、二十七年末における余
裕金が非常に減つておる。従つて又今
度は二十八年度末においてもこの余裕
金は増加の見通しがなくだん／＼蓄積
資金は皆投げ出し換へた。である
から将来の見通しとしては、現在より
はよくなる見込みが、ほかの手段は別
であります。特殊な手段を講ずれば別
であるが、見通しとしてはだん／＼資
金が窮乏になる、こういうような意味
でございますか。

もございすが、私たちこの資金運用
部の資金の事情をどういふふうに見て
おきまして心配いたしておるものから
申しますと、いわゆる収入面を殖や
すと申しますか、経常の……、それか
ら公債を出して一般金融市場から資
金を調達するという方法によつて事業
が支障なく運行できるという態勢をと
つて行くことが、むしろそういう事業
をおやりになる方面におきましては先
行きよろしいのではないだろうかとい
う感じを実は持つてゐるのでござい
ます。勿論資金運用部の資金の配分をど
うするかという問題とは必ずしも結び
付く問題ではございせんけれども、
大勢的に申しまして、そういうふう
に思ひますので、これは二五％の値上
案にいたしましたも、そういう方向で
進みますならば、我々としての見地
から申しまして、いい方向に進んで
おるのではないかと、かように考へて
おつた次第でございます。

○津島一君 それでは一言希望だけを
申上げておきたいのですが、そういう
た意味において政府の資金運用部の資
金が増加する見通しがなかなか
ないという情勢を假に是認すると、
この資金は非常に貴重なものになつて
来る。であるから各会計機関その他の
つまり放出先のその状態と資金の分量
とをよく見合はして、一方に偏すること
なく最も能率的というか、そういう
ことでやらないと、金がかつてどち
へ出しても皆満足だといふ場合にお
いては特にそういうことを最も注意し
てやる必要があるのではないかとい
うことを痛切に感ずる。これは二十九
年度並に、或いは歳入補填の關係にお
いても相当大局から考慮して行かな

ればならない。今の理財局長のおつし
やつたこういういわば独立採算的な事
業が、金融市場の許す範囲において公
募の社債でやるといふようなことであ
る。或いは値上げによつて自己資金で
やるという方針はいいとしても、必ず
や資金運用部の資金というものはその
間に入つて来ると思ふのですから、そ
の場合の分配を適當にするといふこと
でない、なか／＼各機関々々の均衡
が得られなくなるというふうには感
ずるのですが、その点を十分御考慮を
願ひたい、こう思ふ次第でございます。

○山田節男君 これはまあ大臣、それ
から愛知政務次官、それから電電公社
の最高幹部が来ておられますからちよ
つと確めておきたいのですが、最初政
府が出しました二割五分値上案によつ
ての資金計画、収支見積りを作つてお
るわけですか。それで初年度におきま
して七十五億というものを公債公債にす
るか、或いは政府からの借入金としま
して七十五億円見積つておるわけだ
す。先ほど津島委員から大臣に対す
る質問、それから今石田理財局長のお
話を聞きますと、結局郵政大臣として
は、この二割五分電話料金を値上げす
ればもう政府の借入金の必要はない、
七十五億というものはこれは案として
は政府の借入金乃至公債債券というこ
とを言つておるが、この七十五億とい
うものはもう全部公債公債による、こ
ういふ了解でお話になつたのですか。
又そうして同時にこれは愛知次官にも
關係があることですが、電電公社とし
ては、政府の借入金を要求したことは
一つもないのですか。その経過を一つ
お聞きしたいと思ひます。電電公社か
ら政府借入金、例えば資金運用部の資
金をお借りしたいという申出はなかつ
たわけですか。

○國務大臣(塚田十一郎君) これは当
初の計画の一割値上げのときには四十
億といふことになつておりましたの
を、この二割五分値上げのときは、昨
日もちよつと申上げましたように、預
金部資金は全部なくする。その代り国
際電報の株の二十億だけを繰入れる、
譲渡金の二十億を繰入れるというのを
全部処分して三十二億まで今年繰入れ
よう。そこで十二億カバリーをしてい
るわけですが、それだけしてもええ、
あとは預金部資金の面倒を見てもら
ないでもいい。といふことは、七十五
億くらいならば八月から予算実施に入
つても、金融市場やそういうものの見
通しをつけて、電電公社当局といたし
まして十分これは消化してもらへる
見通しがあるといふことで、当初の原
案では七十五億であるならば借入金、
外部からの借入が七十五億であれば、
それは全部公債公債でいいといふこと
は公社側も当初からそのような意見で
ありましたので、別にその段階におき
ましては、この七十五億のうち何がし
かを更に預金部資金という申出は私
も全然受けておりませんし、従つて私
も初めから七十五億である限りは公債
社債で十分やれるのだ、こういうのは
きりきり見通しの下に折衝をしておつ
たわけでありませう。

○山田節男君 そうしますと、さつき
津島委員も指摘されましたが、今回の
二割値上げによりまして、今年度にお
いて百億の公債公債をやらなくちやな
らん、来年度は二百億円、そうして五
十年計画の最終年度の三十二年度にお
きまして政府が出した案では三十五億
で済ませるといふつもりで、おつたの
が、この衆議院の修正案によると百二
十四億、さうしますと、この修正案に
よりまして五十年計画を見るとい
うと、まあ政府借入金及び公債社債として
おりますが、全部社債といふことにな
ると合計七百四十三億といふものを社
債で賄わなくちやならん。さうすると
原案よりか、原案は四百四十九億、約
四百五十億としまして三百億の開き
が出てゐる。すでに今日は六百八十何
億の二十七年末の借金を持つてい
る。これを二十年間年賦払いにするに
しても、今年度から始めても、年間三
十二億の利子が必要、こういう計算を
出してゐる。こゝにいたしまして、さつ
きの愛知次官のお話から見ても、来年
度は更に二倍以上の社債を募集して、
政府は何らちつとも出さん、こゝにい
ふことになると、常識的に考へて見て
も、この公社の経営といふものは非常
な健全なものになる、これは火を見
るよりも明らかであります。そこで
尋ね上げたことは、さつき津島委
員も言われたが、国有鉄道、これは運
賃は電信電話料金の率に比べますと遙
かに高い、数回の値上げをしてゐる。
然るにそれに対しては今年度の二十八
年度の資金運用部資金の運用としまし
ては百四十五億、而も公債債券といふもの
は八十五億しか……資本から比較しま
してそれはやはり電電公社の約三倍と
いたしまして八十五億、社債で百四
十五億の政府資金の融資を受けてい
る。このバランスといふものがどうみ
ても私はまつとうでないと思ふ。然る
に民間といひますか、国会でも成るべ
く公社には政府の紐を付けないように

する、ということとは、近き将来電電公社を民営に移すという下心があるのだ、こういうデマがすでに飛んでいるわけですが、それはさておきましても、長い今までの国営としての電信電話事業からは見ましても、又従来の大蔵省の立場から見ても、こういうように日本国有鉄道と日本電報公社との資金の運用する部面において、これはどう見ても不公平にしか見えない。今郵政大臣の言葉によると、電電公社から政府に対して借入金金の申入をやつておらん。二割五分引上げをやればあとは社債で賄うということをおつしやいましたが、私は国策的に見ると、やはりそこに何らかの割切れないものがある。そこに今の、これは将来電電公社を民営にする建前をとらんがために、紐を切るのだ、こういう実はデマが飛ぶわけだ。そこで私は今年度は百%社債による、こういうことになさいますと、これは郵政大臣にお聞きするのですが、現在におきましても、二十七年におきましても電電公社としては、建設資金がなかく足りない。そこで私たち地方から出ている議員として困りますことは、中小都市の電話局の統合です。これは同じ市内にあつて市外電話になつていて、これを何とかしてもらいたいというのが各中小都市のすべての熱烈な要求です。ところが電電公社に金がない。そこで電電公社としましては、地元で債券の引受をやらせる、現に私の地元の呉であるとか尾道であるとか、そういう方面に莫大な金を、債券を引受けてくれ、ということをやられて、実に何となくいいです。地方財政の逼迫の折から加入者、それから市の自治体というものは困っている。併し電話の統合をどう

うしてもやつてもらわなければならぬということになれば、泣く／＼でも電電公社の要求する社債を引受けなければならぬ。こういう一つの強制的な社債を募集しなければならぬということには、電電公社としては止むを得ないやり方だ、何かしようかと言え、今言つた政府の元本は、大蔵省は、大蔵省として国鉄に対しては百四十五億の融資をしているけれども、電電公社に対しては一文もやらない、あとは社債でやる、こういうようなことをなさるが故に、一方においては一種のそういう加入者並びに地方自治体を擁護するような、今まで政府が収奪されておつた電通省における電信電話事業が、今度は電電公社が民間を擁護しなければ資金的にやつて行けん。これは非常に不健全な状態ではないか。現実には現われて来ているかのような事態が今後このままで行きますと、これは電電公社としては止むを得ないです。外資はもう望みなし、社債の募集、公募ということもこれは幾ら大蔵省や郵政大臣が斡旋されてももう飽和点に達しておつてどうにもならぬということになつて来る。勢い私はやはり涙を呑んでもそういう地方自治団体なり或いは加入者を全く収奪するような社債の発行をしなければ生きて行けんということになりはしないか。そこが私は今回のこの計画並びに政府がとつてゐる態度について、将来非常に憂うものなんです。そういう方法、収奪的な社債を募集して、資金を何とかしなければならぬということまで電電公社にさせるということは、果していいかどうか。こういう点から勘案しまして、私は如何に資金運用部資金の原資の額に對しまして潤滑しているからといつても、今我々の手許

に配られてゐる今年度の資金運用部資金の運用計画なんか見ましても、私はこの中に電電公社に三十億や五十億の金を出してもいい、これは我々国会としまして、すでに数回に亘つて電話サービスを改善しろということを決議いたしております。これは衆参両院とも、そういうことに対する私はずもこれは政府、郵政大臣も含めてであります。大蔵省がこういう点において僕はややど、何と云いますか、冷いと言つては語弊がありますが、我々電電公社法を作つた者として、そこに非常に飽き足らない点があるのです。従つて先ほど申し上げましたように、これはも政府からの紐を断つて民営にする第一歩を築いてゐるんだと、こういうような根拠がないようなデマも飛ぶということになりまします。で、私はこれはまあ意見のようになりまします、質問として申し上げれば、もう今年度の百億はこれは何とかなさるでしょう。大臣、大蔵政務次官があれほど言われておりますから、何とかなるでしょう。併しこれはもう五カ年計画の一環としての第一年度です。第二年度はどうするんだという一つの目安を立てなければ、私は電電公社の経営者としても自信が持てんじやないかと思つてます。これは私は電電公社の最高責任者にも聞きますが、一体この案で以てこの五カ年計画が、少くとも借入金資金の部面においてやつて行くという自信を大臣としてお持ちなのかどうか。こういうわけが、私は御意見でもいいからお聞きしておきたいと思つてます。

○国務大臣(塚田十一郎君) これはもう昨日も申し上げました通り、御指摘のような懸念が私どもにもありましたので、成るべく料金値上げをできるだけ大幅に認めて頂いて計画をやつて行きたいと、こういう考え方をしておつたわけでありまします。併しその当時の考え方、全然これは政府が面倒を見ないという考え方では勿論ないのであります。政府も勿論面倒を見る。ただ今年の面倒の見方は、運用部資金によらずに、当初二十億であつた国際電信の株の純売却代を三十二億に殖やすという形で今年は面倒を見る、そうすればあとはまあ何とか七十億くらいはやつて行けるだらうということ、他の事業や何かの伏線とそれからして、資金の状況を総合勘案をしてまあ七十五億というものを全部公募社債の枠で以て入れると、こういうふうにならなかつたわけでありまします。一番心配されますのは来年の問題なのであります。来年が第二年度で一番大きな金額になつておりますので、困難が相当増して来ておるといふことは、私もよく承知をしております。けれども、これはどんなに困難があつても、大蔵当局の御協力もなきやならんし、又やつて行けるのじやないかという一応の確信は持つておるわけでありまします。第二年度の二百六十億、当初の計画でございまして、百六十億ということになつておつたので、まあ約四十六億ばかりの増加になつておるのであります。当初の計画によりまして第二年度はかなり大きなものであつたのでありまして、第二年度になれば、もうは今年三十二億の繰入という形のものがあるわけありませんから、これを全部公募で持つて行くといふことは到底これはできません。或る程度は必ず運用部資金によつ

て裏付けをしてもらふ以外には方法はないということに考えておつたのであり、その額がこの修正された計画では多少殖えざるを得ないのじやないか。又そういうように大蔵当局にお願いをして御協力を願うように努力しなければならぬと、こういうふうに私は考えておるわけでありまします。従つて決して国がもう面倒を見ないというふうな考え方はいたしておらないわけでありまします。なお又この加入者負担の部分であります。これは私も加入者に非常に無理な御負担を強いるというふうなことになるのではないかと、いろいろで、ただ併し実際にやつて見ないといふから、一応枠では八十五億という枠は取つておくけれども、併しそんなには無理であらうといふので、予算の収入の面では第一年度四十八億、第二年度四十五億といふように、できるだけまあ小さくしてやつておるわけでありまします。これもまあ加入者に御負担をかけないで済めばそれに越したことはないのではありませんが、御承知のように今のこの拡充整備は、大抵厳格な意味に原価計算をいたして見ます。ならば、幾ら加入者から設備負担金や債券などで持つて頂きましても、それ以上にかかる部分が遙かに多いことは、山田委員も御承知の通りなんです。まして、東京あたりでも、繁華の所では一つの加入者のために、新しく電話を加入いたしますならば、大体二十五万円くらいはかかるだらうといふのに、まあせい／＼十万円くらいしか負担金と債券で持つて頂いておらんのでありまします。まあこの程度はそれによつて利益を受けられるお立場であるのだから

ら止むを得ないのじゃないかと、こういうふうに出て、成るべく最小限度の線で御協力願うという考え方にいたしておるわけでございます。

○山田節男君 愛知政務次官にお聞きしますが、この運用部の資金の運用計画ですが、これは勿論大蔵当局が全責任を持つて定められるんだと思いますが、これに一つ何といひますか、優先権といひますか、プライオリティーですね、そういうふうなものはどういう基準でお作りになるのかということ、それから国有鉄道が今年度において百四十五億の運用資金を得ておりますが、これは申込といひますか、国鉄としては幾ら申込んで百四十五億になったのか。この点はおわかりになればちよつと知りたいのですが……。

○政府委員(愛知一君) どうもこの資金運用部の問題について、たゞ／＼不成立予算のときに四十億計上してあつて、それが政府提案のものでは資金運用部がゼロになつておるといふことの関係から、私から申しますならば、非常にこれが予期しないような御疑惑を招いたと思ひますので、その点は私も非常に遺憾に思ひますのであります。

で、私も先ほど津島委員から御指摘もございまして、総合的な金融財政全般を通じて立場から、而も資金運用部の融資先として法律上許されておりますところの資金の需給関係や事業の関係を総合的にきめるというものが、もう基本的方針でございます。決して電電公社を継子扱いにしたとか、或いは未来永劫資金運用部資金でお世話をしないというふうなことは我々としては断じて考えておりません。それだからこそ、先ほどの二十五

億円の問題にいたしましたも、私としては必ずしも公算社債ということでお引受けているわけではございませんというところも、そことの関係があるというふうにおくみ取下さつても私は結構だと思ひますが、飽くまで総合的に一つ対策を考えまして頂きたいと思ひます。たゞ／＼鉄道の場合は、現在以上に値上げをするというふうなことはちよつと考えられない。電話料金の問題にしましては、これは議論になりますから差控えますが、私はやはり二割五分程度の値上げといふことは、現在の経済政策として私は差支えないのみならず、電電公社の将来の建設の計画からいつても私はこれは当然の措置じやなからうか、今でも私は個人的意見としてはそういうふうな思つております。

えは料金値上げのほかに、郵政大臣が言われました国際電気通信の株の問題もございまして、いろいろのところに総合的に考へてどういふ案がよろしいと私は考へたわけでありまして。なお、どういふものであります。二十九年度以降においても資金運用部の資金計画の全体から見ても妥当だと思ひますところ、電電公社にも御協力申上げることが私は当然だと思ひます。

と申しますのは、そも／＼が三割値上げで、そしてこの値上げの問題或いは資金運用部の資金計画との関係は、丁度私が申上げたところを小田さんがおつしやつて下さつておるのですが、二十八年度や二十九年度だけの問題じやないのではありません、あと五年目のところを考へてみれば、非常に末広がりの問題になるわけで、それだからこそ、私は値上げの問題といふものは総合的な立場で慎重に考へてきめて頂きたいというふうな考へるわけでありまして、それはまあ議論になりますから、それが、鉄道の方は値上げもできない。それに反して電電のほうでは、公社側でもできれば外部負債をできるだけ少くし、そして公社としての自立的な立場ででき得るところをやつて行つて五十年間の建設計画を立てたい、こういう御熱意に対して私どもは御協力を申上げたのであつて、例

なお、鉄道の方から資金運用部の資金を幾ら要求したかといふお話でございまして、これは一般会計や特別会計の経費の要求と違ひますから、はつきりした数字は私も記憶いたしませんし、又そういう段階があつたかどうかともわかりませんが、併しこれは鉄道全体の計画をよく検討した上で、而も資金運用部のほうの状況も検討した上で、諸般の情勢を勘考してこの程度が適当であらうといふことで、政府部の内意見をまとめたわけでございます。

○山田節男君 もう一つ大蔵省の意見を伺いたのですが、前の国会に出された場合は、電信電話料はもう一割以上上げちやいかん。ところが今回は二割五分で妥協だと思ふと、まあこういうことになつて二割五分の値上げ案が出たんですが、前国会に出された一割値上げ案のときは、政府が融資するとか、政府が債券を引受けるとか、或いは資金運用部の資金を融通するとか、そういうふうに心算が、一割値上げの場合には公社にできるだけしてやろうと思つたが、今度二割五分になつた場合は、もう政府は一文も出せない、まあこういうふうに私は取らざるを得ないので、なぜその一割値上

○山田節男君 そういたしますと、前国会に出された一割値上げ案といふものは、これは大蔵省が査定したものじやなくて、電電公社が自発的に一割値上げといふことを申して、ただそれを認めたに過ぎないんだと、こういう意味ですか。

○政府委員(愛知一君) その点は、私だけで正確なことはわからんかも知れませんが、実際公社の係のほうの方と交渉をした人から御答申上げたほうが正確だと思ひますが、先ほど申しましたように、私に關します限りは、一割以上の値上げは困るというこ

とを大蔵省の方針として申した覚えはないのであります。その当時としては、やはり公社側が考へになり、或いは郵政省が考へになりました録で話が落着いたものだと思ひ考へております。

○山田節男君 郵政大臣はこれは今度御就任なさつたのですが、事務引継に何かそういうことをお聞きになつておりませんか。

○國務大臣(塚田十一郎君) その話は事務引継では何も話は受けておりませんが、ただ漠然と前にはこれ以上はかなり無理な事情があつたので一割になつておる。まあ今度は事情も違ふようだからといふように話は聞いておつたので、私もそのように了解しておつたのであります。多少私の了解に話の食い違ひがあるかも知れませんが、確かな話として聞いておつたわけでは勿論ないのであります。私はまあ当初から三割案といふものを素直に考へて、自分の判断で、まあできるならば原案であるが、二割五分程度では非といふことで当初から希望し、そして大蔵当局に見て頂いたわけであり

○山田節男君 これは大蔵当局に聞きますが、大体二十八年度の予算の性格から見ても、相当後半期以後はインフレーションになるのじやないか、インフレーションの傾向が強くなるのじやないかといふことを非常に憂へているのですが、若し仮にインフレーションが連年々々現実にして出て来た場合、政府の金融政策という面から、これは金融財政から相当まあ考へにならなくちやあらうと思ふのですが、これはまあ仮定で申上げるので

すが、若し仮にインフレーションが相
当加速度的にこの年末にかけて起きて
来ると、こういうような場合に、電電
公社のやる資材或いは人件費におきま
しても勢いインフレーションの巻添い
を喰つて来る。そこに相当昨年までと
は違ひまして非常な困難が伴うのでは
ないか、かような私はまあ一つ不安を
持つてゐるわけです。そういうたよう
なことになる場合には、これはやはり
電電公社としても、今ここに立てて
おる五カ年計画というものが、物価高
によりまして、相当建設の実績の上に
おいて、まあスピードが弱ると申しま
すか、思うようにできない。併し今国
民の需要から来れば、どうしても実質
的な五カ年計画というものは敢行させ
なくちゃいけない。これは私は郵政大
臣としても責任があると思うのです。
そういうたような場合に、若し電電公
社当局がいつもさつちもこれは行き
ませんと、こういつたような場合に、
やはり金融財政的な処置を公社である
が故に、又国民の要請が痛烈であるが
ために、何とかしなくちゃならんとい
う一つのこれは国家的な必要が起きて
来るのじやないか。若し不幸にしてそ
ういつた事態が起きた場合には、大蔵
省、殊に主管大臣の郵政大臣として
は、それに対しての善処するだけの、
まあ大臣としては勿論熟意をお持ちに
なるのは当然だが、大蔵省としてもそ
ういつたような経過で五カ年計画が着
手実施の緒に入る以上は、大蔵省とし
てもやはり先ほどの修正案によつて生
じました二十五億円の社債券の問題に
ついて示されたと同じような気持が、
そういう事態が起きた場合においても
大蔵省としてもお引受になれるかどう

か、この点を一つ聞いておきたいと思
います。

○政府委員(愛知一君) 私はその前
提になつておきますインフレになるか
どうかということにつきましては、い
ささか所見を異にいたしまするし、む
しろその反対の虞れすら現在あるので
はないかと思つておりますが、併し
先ほど冒頭にも申しましたように、
我々の基本的態度としては、電電公
社の五カ年計画というものを尊重し、
且つこれの実現に御協力を申上げたい
と考えておるわけでございます。ただ
非常に予測せざるような事態が起りま
した場合には、電電の五カ年計画だけ
を他の如何なる国家的の事業よりも優先
して考えるかどうかということにつ
きましては、又おのずから別だと思ひま
すが、この五カ年計画というものは尊
重して参りたいと思ひます。

○國務大臣(塚田十一郎君) これはま
あお尋ねも仮定の上に立つておられま
すので、私も仮定の上に立つてお答え
する以外に方法がないのであります
が、ただまあ非常にそういう場合にイン
フレの形が出て参りまして、従つて
物価が変動して参るといふことになり
ますと、そのときには恐らく金融情勢
などもころつと變つて参りますのであ
りましようからして、恐らくこの計画
自体の再検討をしなければならなくな
ると思つております。再検討いたし
ますときには、勿論電電の計画だけを
考えるわけには行かないのであります
が、国全体の他のいろいろの事業の計
画と眺み合して計画の再検討をしなけ
ればならんと思つておりますけれども
も、併しそういう再検討をいたします
場合にも、私が電信電話公社をお預り

しておる郵政大臣の立場としては、こ
の五カ年計画の既定のプランというも
の、コースというものは成るべく
実現できるような考え方に立つて検討
し直してこれを実現したい、こういう
考えでおるわけであります。

○新谷實三郎君 これは他の委員会
でもいろいろ問題になつてゐると思つ
てすけれども、只今の五カ年計画の問
題ですが、これは一体政府内部ではど
ういうように扱つておられるのです
か。これは五カ年計画の大綱でも閣議
で申合せたとか、きめたとかいうよう
な事実があるのでしょうか、ただ郵政
大臣が公社から提出されて、郵政大臣
としては適當だと思つてゐるという程
度のものに過ぎないのか。丁度今大蔵
省の当局もおられますので、この電信
電話の建設に關しては、今日まあ資材
の問題も殆んど難関がないようであり
ますし、生産能力の問題も殆んど問題
はない、とすれば結局建設資金が確保
されればこの五カ年計画は遂行できる
のじやないかというふうに我々考える
のですが、そうすれば両大臣がここで
大体肚をきめれば、でさう問題だと
思ひますけれども、政府内部として何
かこれを閣議にでも出して報告をし、
了解を求められたというやうなことが
あるのですか、ないのですか。その辺
のことを伺いたいと思ひます。

○國務大臣(塚田十一郎君) これは最
終決定をいたしまする経路から申上げ
ますとよくおわかりになると思つて
おりますが、勿論公社が提案をされ、郵政
省がいろいろ検討いたしましたして、そ
して大蔵省の事務当局その他資材の面
で關係があればそれを通商省その他の
事務当局と折衝いたしましたして、そうし

て話がまとまつたところで一応閣議に
持つて行ける案というものができま
すわけですね。閣議に持つて出ますとき
は、勿論表面には料金は割増しを
するといふ案で持つて出ますのであり
ますが、そのときの附屬書類といつた
しましては、こういう五カ年計画とい
うような附屬書類その他相當大部のも
のが皆付いて勿論出ますわけでありま
して、そして疑問があると思へばお尋ね
がありますし、又大事な点はお尋ねが
なくとも当該主管の大臣から説明をい
たしまして、そうして閣議の了解とい
うことになつて決定をしておるわけ
であります。従つてこのようにきまりま
したときには、その裏付けになつてい
る基本の骨子といふものは全關係も御
承知になり、殊に關係の深い各所管の
大臣は勿論それの事務当局からも
お聞きになつてゐると思つておりま
すが、閣議においても御了解になつて
きまつておると、こういうふうによ
うに御了解をお願いいたします。

○新谷實三郎君 そうしますと、これ
は附屬書類が何かで五カ年計画は出
ておると、閣議ではこの五カ年計画
そのものを決定したわけではないけれ
ども、どういふ形でありますか別とし
て、とにかく閣議でもこの内容につ
いては、基本方針として了承してお
ると、こういうふうによろしく
でございますか。

○國務大臣(塚田十一郎君) そのよう
に御了解願つていふと思つてありま
す。どういふ工合に大体一般の關係は
御了解になつておるかとお申しますと、
今の電信電話の状態では放つておいて
はならない。そこで今考えております
のは、五カ年間にこれくらゐの仕事

したいという計画であります、それに
は二千七百億程度の資金が必要であ
る、それを全部借入で賄うわけには行
かないから、この程度の値上げをし
て、そしてあとこの程度は外部から借
りる形でこの計画はしたいんだと、少
くともこの程度には皆了解をしてお
れるんだと思ひます。

○委員長(左藤義雄君) 委員長から一
つ念を押しておきたいと思ひますが、
昨日郵政大臣は八十五億について、
できるだけ公算だけでなしに政府の資
金を取るようにしたいと、特に自分の
所管である郵便貯金その他の伸びで努
力して、その埋合せでもないのです
が、原資に余裕ができればできるだけ
政府資金を入れてもらいたい、こうい
うお話があつたのでございしますが、そ
の点を大蔵省も御協力、今政務次官の
お話にも二十五億全部公算と必ずしも
言わない、相当含みを持つたお話であ
りますので、その点については、本年
度についても十分に御協力を頂けるか
どうか。なお明年は四十六億もこの修
正で殖えて参りますので、二百六億と
いう非常ないろいろ各委員が心配され
たやうな問題がございしますので、鉄道
その他とも眺み合せまして、この五カ
年計画の重要性を大蔵省が非常に御認
識を頂いておるようでありますから、
この点についてはもうすでに、普通で
ございすれば、もう明年度予算の今
編成期なんでありますので、いろいろ
私心づもりがあると思つてあります
が、その点についても、本年以上に十
分な一つ御理解といひますか、好意を
持つて努力せられる御意思があるかど
うか。この二つの点をお伺ひしたいと
思ひます。

○政府委員(愛知揆一君) 只今の委員長の御発言であります、先ず今年度におきまして、これはたまたま郵政大臣の御所管でもありますが、例えば郵便貯金などの増加がこの年度の後半において相当伸びることも期待できるかと思ふのであります。そういうことも関連いたしまして、先ほど申しましたように、大至急に且つ慎重に検討いたしまして、御趣旨に副うようにいたしたいと思ふます。

それから明年度以降につきましては、これも先ほど申し上げましたごとく、全部を総合的に計画をする、その範囲内におきまして、電電公社に対する政府資金の援助ということを勿論考慮いたすつもりでございます。

○久保等君 一つだけ郵政大臣に結論的に、先ほど来からのいろいろ御答弁を総合して、最後に御質問をして念を押しておきたいと思ふのですが、大蔵当局の五カ年計画に対する一応お考えも、先ほど来の答弁で了承できるわけなんです、愛知大蔵政務次官が言っておられるように、御協力したいというお話なんです、郵政大臣として当然この法案の上程をされておられる責任者という立場、更に電気通信事業の予算に対するいわば調整権を持たれ、更に閣議の指導的立場の上立つて、この五カ年計画については、当初二五%の料金値上げと同じような決意と確信を以て、この修正された場合においても、二〇%という形に修正されても、やはり五カ年計画というものを遂行して行くのだという、こういう点で前の二五%當時と同じような決意と熱意と、更に見通しについても同じような考え方で本

文になつていのですが、併しながらその第三項のところには、特別の場合についてはその届出そのものも必要でないということでも五項目ばかり挙げております。その中で最後の第五号になりますか、「前号に掲げるものの外、郵政省令で定めるもの」についてもやはり郵政大臣に届け出なくてもいいんだというふうになつておられるのですが、具体的にそういういた郵政大臣に届けることすら必要でないものを、郵政省令で定める内容について、どういふものを一応考えておられるのか、或いは全部例示できなくても、例えばどういふものか、まあそういう点について第五項目の点を御説明願いたいと思ふます。

○政府委員(金光昭君) 只今お尋ねのありました第三項第三項第五号の「郵政省令で定めるもの」とは一体どういふものを予想しておるかというお話でございますが、これにつきましては、我々のほうは、極く臨時的なもの、そういつたようなものは、特にそう一般的な届出等の対象にして技術基準に合致しておるかどうかというように必要とをしかく厳格に審査するという必要もないのではないかと、そういつたような臨時的な設備、極く短期間の臨時的な設備等を郵政省令の中で定めて除外しようかというふうな考えておる次第であります。

○久保等君 まあそれは臨時的なものでやましく届け出るとかいうような必要もないんじゃないかという御説明ですが、更にこの第三項の三項でございます、三項にはこの条文によりまして届出も必要ないという項目を挙げ

ておりまして、日本電信電話公社或いは国際電信電話株式会社というふうなものについても第一号に挙げておられるわけですが、まあこれは当然それ／＼日本電信電話公社法或いは又国際電信電話株式会社法でそれ／＼郵政大臣の監督を受けるというふうになつておるのですから、この場合は当然そういう必要はないのは理解できるわけですが、二号以下の点ですが、これについては郵政大臣には届出も必要でないという点なんですか、併し少くとも有線電気通信設備というものがどういふ設備が一体設置せられておるかというふうな点について何らタッチしないというふうな形で、果して日本電信電話公社というものの自体的圓滿な運営、そういつたようなものができるといふかという点が若干疑念が持たれるわけですか。と申しますのは、特にこの技術基準の問題で、他人に特別に危害を与えるとか或いは又物件に損傷を与えるとかいふような場合については、これはもう当然有線電気通信法から言つても許されなければ、それ以外については何でもないわけですが、そういうことになると思ふのですが、そういつた点で、国内における有線電気通信設備を、一朝非常の場合に有効適切に、而も相互に十分に眺み合せながらこれを活用して行くというふうな場合に、一体そういうことについては総合判断なり、或いは総合的に把握するものが国内にどこにも所屬しないし、どこでもそれが掌握し得ないというふうな実情であるわけですか、いわば野放し状態に置かれておるような状態では、有線電気通信設備そのものの総合的な活用、そういつたようなこと

が期待できないんじゃないかというふうな思ふわけですか。そこで何らかの、監督というふうなことは勿論必要はないにいたしまして、少くとも届出等によるところの或る程度のこういつた国内有線電気通信設備の実情というものを掌握しておく必要があるんじゃないかというふうな点に考えるのですが、そういつた点について何らそういつたようなものの必要性がないというふうな考へておられるのかどうか、御質問をしたいと思います。

○政府委員(金光昭君) 只今のお尋ねは御尤もな点でございます、一応第三項の第三項の一号、二号、三号と各号でございますが、このうちで一号は只今御指摘の通りに、公社又は会社でございます、これは、これは一構内の設備でございます、これにつきましては、現在の電信法におきましても届出を免除しておるわけでございます、今度もこの点については変更はないわけでございます。第三号は、現在におきましてもこれらの大半のものは電信法によりまして私設の有線設備を持ち得ることに相成つておる設備でございます、範囲も相当限定されております、これらに点につきましては、大体においてどの施設者が持つてゐるというふうなことは或る程度予知できます、そのものが多くわけでございます。ただ法律の上におきましては、この第三号では、三項に書いてありますような設備については届出を除外しておりますので、届出によつてそれを知ることができないわけでございます、別途第十二条の規定によりまし

午後二時三十分開会

○委員長(左藤義詮君) 委員会を開会いたします。

午前中に引続きまして公衆電気通信法案は二法案につきまして質疑を続行いたします。

○久保等君 それでは先ず有線電気通信法案の内容について二、三お尋ねしたいと思ふます。最初に第三号のところ有線電気通信設備の設置或いは又変更した場合において、郵政大臣に届け出なければならないというふうな条

午後零時二十六分休憩

○委員長(左藤義詮君) これにて暫時休憩いたします。一時半から再開いたします。

○久保等君 言葉の表現がただ違ふ程度だと思ふのであります、責任を以てこの五カ年計画というものは遂行して参りたいというふうな了解してよろしくございませうか。

○國務大臣(塚田十一郎君) その通り御理解願つて結構であります。

○委員長(左藤義詮君) これにて暫時休憩いたします。一時半から再開いたします。

で一番問題となりますのはこの三号の問題でございます。一号は先ほど申しましたように公社又は会社の設備でございますので、これは公社なり会社に命じますれば直ちにその設備というもののはわかるわけでございますしいたしますので、主として問題になるのは三号でございます。三号の点につきましてはできるだけ、先ほど申しましたような報告聴取権というものと併せまして、そういつた設備の概要を十分はつきりさしたいというふうに考えておる次第であります。

○久保等君　まあ方針は一応わかるわけですし、まあそういう程度のことには必要だと思ふのですが、ただ明確な法

といたしまして、設備の概要は或る程度判明するようにいたしておきますれば、只今のような御懸念の点は先ずあるまい、十分それによつて非常事態におきます通信の確保に支障を来たさないというふうに考えておる次第であります。

○久保等君　まあそうすると、警察事務或いは消防事務等々そこに謳われております第三条の第三項の第三号に規定しております内容については、何らかの形で一応掌握といえますか、実情を握つておく方針だということなんでしょうか。

○政府委員(金光昭君)　我々としたしましては、単に只今の御指摘の三条第三号にありますものばかりでなしに、一般的な届出によるものは勿論の

こと、その他の郵政省令で定めるものといつたようなものまで含めまして、できれば全般的な、設備の概要等もできるだけ承知したいというふうに考えておるわけでございますが、そのうち

の上から考へて必要な設備の検査というふうになお理解されるのですが、それでよろしいのかどうか。即ち第十二条では「郵政大臣は、この法律の施行に必要な限度において、」事務所だと

か営業所だとか或いは工場、事業場に立入って設備若しくは帳簿類の検査をすることができるといふことになつておるのですけれども、この法律の施行に必要な限度といつてみても、タッチできるのは少くとも技術基準の点で他人の電気通信設備に妨害を与えるようなことがないようにするとか、或いは又人体に危害を及ぼしたり物件に損傷を与えないようにする、そういう必要上から来るまあ設備の検査の程度なのか。それとももう少し広範な検査をするだけの権限を持つておるのかどうか。十二条における設備の検査の権限といふことは、検査の範囲、その点をはつきり一つお伺いしたいと思ふのです。

○政府委員(金光昭君) 十二条におきます検査の範囲でございますが、これにつきましても、只今御指摘になりましたような十一條によります技術基準に合致しているかどうか、これが主たる目的に相成ることは当然でございますが、それ以外に、この法律で或る程度の制限を付けております。例えば共同設置という場合におきますこの共同設置の四條の四号と五号等は、二人以上共同して行う業務に必要な通信を行うため郵政大臣の許可を受けて設置したといふたようなものでございまして、又五号に相互に緊密な関係を有する業務に必要な通信、こういうたようなこの法律によりまして共同設置が許可によつて認められてゐるもの、或いはその他九條で設備の接続といふものがやはり認められております。そういうもの、そういうものにつきましてはやはり一応この法律によつて許可された範囲にとどまつてゐるかどうか、その

の範囲を逸脱したようなことをやつていないかということも、この検査の対象と相成るわけでありまして。

○久保等君 それではその設備の検査の範囲については、一応まあ明確になつたと思ひますので、次の質問をいたしたいと思ふのですが、それは二十一条以下にまあ罰則規定がたぐさ今度までできておるわけなんです、従来電信法に基いて、この有線電気通信設備については別に罰則規定が従来はなかつたんじゃないかといふふうに考へるのですが、その点は如何ですか。

○政府委員(金光昭君) 従来電信法につきましても、これはいろいろと解釈に疑問の点もあるわけでございますが、一応の法的解釈をいたしましては、従来電信法といふものは、原則としてこれは公衆通信を指すんだというやうな解釈のほうが多数説のように相成つております。

○久保等君 具体的に例へば通信の秘密保護の規定ですが、これは従来まあ電信法の第三十一条に、公衆或いは例の国際電信電話株式会社の取扱中に係る通信の秘密を侵した者はといふふうになつておるのであります、有線電信設備についての通信の秘密保持の規定はなかつたやうに考へるのですが、その点は如何でしょうか。

○政府委員(金光昭君) 秘密の保持につきましても、現行の電信法は明らかにこれは公衆通信のみについての秘密侵害を規定しておるわけでございます。ところが新憲法におきまして通信の秘密を侵してはならないといふことを原則に掲げました次第は、必ずしもこれは公衆通信設備に限定すべきものでは、やはりその他の有線電信設備に

つきましても全部同じ状態にあるものといふことが考へられるわけでございますので、この新憲法の精神に基きまして、今回の三法案に当りましては、その範囲を従来よりも拡張しまして、有線電気通信全般につきましての秘密侵害を取締るやうにしたわけでございます。

○久保等君 まあ次の公衆電気通信法の罰則のところでも、後ほどお聞きしたいと思ふのですが、この有線電気通信法における罰則の中で、只今の通信のまあ秘密保護の規定ですが、これについては従来通信の秘密を侵害した場合については罰則はありましたが、併しその通信の秘密侵害の罪といふものも、いわば告訴を待つて論ずるということでも親告罪になつておつたと思ふのです。ところが今度は親告罪という規定はないし、むしろ第二十四条のところでは、未遂罪の場合についてもこれを罰するといふやうに非常に強くなつておるわけなんです。このことは実は現行刑法の關係とも関連すると思ふのですが現行刑法では、やはりまあ通信の秘密といつても、特に郵便物の通信の場合を規定してあります、ここはもう相変らずやはり親告罪になつておるわけなんです。そういうものと関連して電気通信によるまあ通信ではあつても、通信という性格から言つて別に本質的にそう違つた性格のものではないと思ふのです。新憲法の精神という御説明がありましたが、これにつきましても、有線電気通信法といふものが、先ほどもちよつと質問申上げたやうに、いわば野放しに勝手に有線電気通信設

備が設置できる、而もその行われる通信の秘密といふものについては、従来全然実は保護規定がなかつたのに、今度は嚴重に通信の秘密といふのは保護して行くといふ非常に思いやりがある規定になつておるのですけれども、この有線通信の秘密を侵した場合の罰則は、親告罪でもなく、これはもう親告があつてなかつたやうに、とにかくこの規定に触れる場合には非常に重い実刑の刑罰が科せられることになつておるわけですが、そういうたやうなものが殊更に必要だといふやうに、どういふところに根拠を置いてお考へになつておるのか。特にまあ刑法の罰則との均衡の問題とも関連してわかりやすく一つ御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(金光昭君) 通信の秘密侵害につきましても、現行の電信法におきましては、只今御指摘のやうにこれは親告罪になつております。それから今回の有線電気通信の秘密侵害に對して、未遂罪も罰しておるじやないかといふお話でございますが、この未遂罪につきましても、現在の電信法によりまして、四十一条で、現在のこの秘密侵害の条項であります三十一条をやはり未遂罪として罰しておるわけでございます。この点につきましても、方針に変更がないわけでございます。ただ親告罪になぜしなかつたかといふお話でございますが、これにつきましても、これはいろいろと法務省方面とも協議いたしました結果、新憲法で、先ほど申しましたやうな通信の秘密確保といふことを新憲法に一つの大きな方針として明示しましたのと合せまして、これを親告罪にとどめるといふことは却つて妥当ではないのじやないかといふ

やうなことで、今回はこれを削除したやうな次第でございます。なお先ほどの御質問のうちで、有線電気通信の設備の面については非常に自由な立場をとつたにかかわらず、罰則においては却つて嚴重な方針をとつてゐるじやないかといふお話がございましたが、これにつきましても、設備自体につきましても別途御説明申し上げましたやうな見地から、それは厳格に従来のような許可主義をとるといふ必要がないといふやうなことで、これについては方針を変更いたしましたのでございまして、この通信の秘密侵害といふのは何もそれを許可にかけるとか届出にするといふことは別個でございまして、有線電気通信設備といふものの設備自体は、誰でもやはりそれはそこに存在するといふことはわかるわけでございます。それから設備によりまして秘密侵害といふ点については、この設備のほうの方針変更なども平仄が合つていないじやないかといふ点はないのではないかと。これは又別個の見地からこつたやうな立場をとつたといふやうに御了解願いたいと思ひます。

○久保等君 まあそれではその通信の秘密を確保するといふことについて、有線電気通信設備の設備による通信の秘密の侵された場合、それから公衆電気通信法に基く通信の秘密が侵された場合、その両者におけるまあ法益のウエイトといふか、その比較はどちらが甲乙ともつけられない、どちらの通信についても同じやうにこれを保護して行かなければならぬのだ、全く同じやうに保護して行かなければならぬのだといふやうにお考へになつておる

のかどうかです。少くとも従来の電信法の建前から行けば、先ほどもつと御質問を申上げて、それに対するお答えがあつたように、少くとも公衆電気通信といふものについては、これはまあ非常にこれの通信の秘密というふうなことを保護して行くという建前を明確にとつておたわけですが、有線電気通信設備による通信については、まあ実はそこまで保護する必要がないのじやないかということ、これに対する罰則規定もなかつたわけなんです、今度はまあ新憲法ということ、その理由にして言われておるわけですが、れども、而もその保護せんとする法益については、少くとも一体どちらが重くどちらが軽いという問題は、新憲法であろうとなかろうと、法益そのもののウエイトといふものはむしろ本質的な問題ですから、従来の電信法下における法益といふ問題については、非常に大きくウエイトに差があつたけれども、新憲法下においてはそのウエイトが同じなのだといふお考えなのかどうか、その点を一つ念のためにお聞きしたいと思うのですが……

○政府委員(金光昭君) その点につきましては、勿論今回の法案におきましても、公衆通信のほうにウエイトを置いておるわけでございます。そこで公衆通信法案の百二十二条とそれから有線電気通信法案の二十三条とを比較して御覧になりますとおわかりだと思ひますが、公衆通信のほうにつきましては百二十二条で「公社又は会社の取扱中に係る通信の秘密を侵した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金」ということに相成つております。で、有線電気通信法のほうでは「有線電気通信

の秘密を侵した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金」といふことで、勿論この懲役のほうにつきましてもは區別を付けておりませんが、罰金のほうにつきましても明らかに差を付けておるわけでございます。同じ趣旨によりまして、第二項におきましても、この業務に従事する者に対します罰則といったしましては、公衆通信のほうでは、二年以下の懲役と十万円以下の罰金、それから有線電気通信の關係におきましては、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金といふふうに、やはり刑罰の量定につきましてもの最高限度についての差を明らかにこれに付けておる次第でございます。

○久保等君 なおはつきりお答えがまあなかつたのですが、刑法で定められておる秘密を侵す罪といふことで百三十三条にまあこれは信書の秘密ですが、信書の秘密に対する罰則規定があります。それから又信書を隠匿した場合の罪も二百六十三条で刑法に規定があるわけなんです、この場合については先ほども申上げたように、この場合やはりそれ〴〵親告罪になつております。ところがこの有線電気通信設備による通信の秘密については、まあ親告罪に実ならぬこと……、前の電信法では公衆電気通信の場合についてもまあ親告罪になつておつたと思ひますが、とにかく今度の場合には、全然親告罪を認めておらないといふふうな点で、まあいづれにしても刑法の保護せんとするところの通信の秘密、これはまあ文書の、信書の秘密ですけれども、電気通信による通信の秘密と扱い方について大分違つておるのです。この点との權衡についてどのようにお考えになつておるのか、お伺いしたいと思ひますが。

○政府委員(金光昭君) 只今のお尋ねの刑法百三十三条の信書開披の罪につきましても、確かに御指摘のように百三十五条によりまして、これは親告罪にいたしておるわけでございます。で、我々といひましては、併しこの信書の秘密といふものと電気通信の秘密といふものにつきましては、やはり電気通信の特殊性からいたしまして、秘密侵害に対する程度というものに多少差があるのではないかと、やはり電気通信のほうの秘密侵害といふことに重きを置くべきではないかというふうな見地から、今回の有線電気通信法におきましては、特にこの刑法とその方針を異にいたしまして、親告罪にいたさなかつた次第でございます。

○久保等君 まあ私は刑法との均衡の問題は、一概に公衆電気通信の場合とそれから有線電気通信法によるまあ通信の場合とを一緒に考えようとは実は考えておらないのです。で、公衆電気通信法に基く通信の場合は、これは或る程度今言われるような説明もわかるわけですが、有線電気通信法に基く通信は、今監理官の御説明でも、公衆電気通信法に基く通信よりはまあ若干ウエイトは有線電気通信法に基く通信の場合には軽く見てゐるのです。それは今言つた罰則規定からいつても金額が、罰金刑が若干実是有線電気通信法に基く通信の場合には軽くしてゐるというふうな点でも窺えるのではないかと、いふような御答弁があつたのですが、まああそうなつて来れば、少くとも私は有線電気通信法に基く通信の場合については、せめて刑法における信書の秘密に対する罪、それらとの均衡ぐらひはむしろとれるのじやないだらうかといふように考へるのですが、ところが相当刑法における信書の秘密侵害の罪よりもまあ重くなつておるということに、若干実は疑義を持つわけなんです、それはまあ飽くまでも有線電気通信法に基く通信であつても、むしろ一般の信書の秘密よりは遙かに重くすべきだといふように考へられたのか、どうでしょうか。

○政府委員(金光昭君) 只今の点は、公衆通信につきましては勿論のこと、有線電気通信につきましてもやはり信書の秘密といふものと趣きを異にするという見解の下に、これにつきましては、法務省とも十分この罰則につきましては打合せの上、かような方針に決定いたしました次第でございます。

○久保等君 それではいふのですから、やはり公衆電気通信法案の中における罰則についても若干御質問を續けていたしたいのですが、公衆電気通信法の罰則規定の第百十条のところですが、第百十条には「公衆電気通信業務の取扱をせず、又は不当な取扱をしたときは、これを三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する」といふふうな電文法で言へば、三十六條に大体該当するんじやないかと思ふのです。ところが従来の電信法の第三十六條によりまして、この罰は一年以下の懲役、それから二百円以下の罰金というふうになつておつたのですが、金のほうはこれは別にいたしまして、少くとも体刑の一年以下であつたものを今度は三

これと同じような例ということで、前一年で今度三年になったという例は実は持合しておらないのでございまして、全般的に刑の量定につきましてもの権衡という点で、こういうふうな決定した次第でございまして。

○久保等君 この点は多少意見にもなるわけですが、従来の罰則以上に特別に引上げなければならぬという理由は、金額なんかの金の問題の場合には、現在の大体時価、時価ということではないでしようが、大体現在の貨幣価値ということと睨み合せて金額の面で調整する必要があると思ふのです。併し少くとも体刑の問題に關しての懲役という問題になつて参りますと、一年を三年に引上げなければならぬという理由は、少くとも提案の御説明だけではちよつと納得しかねるわけですが、そういう点で従来通りでも間に合うやないかというふうに考へるわけですが、その点は意見になりますので差控えておきますが、次の質問としましては、只今申上げたようなことは、これは電気通信業務に従事する者に対する刑罰で、極めて従来以上に引上げておるわけなのですが、ところが一方に電信電話の施設、これは鉅くまでも非常に重要な公共事業でありますし、非常に重要な施設であるから、確保しておかなければならぬというものが、罰則規定の建前だと思ふのですが、ところが電信電話の施設を損壊したり、或いはこれに対する通信の妨害をした場合に対しては、一体この罰則規定がないように考へられるのです。その点は一体どういう意味なのですか。特に前の規定で申しますると、電信法の第三十七条になります。

か、第三十七条には「電信若ハ電話ニ依ル通信ヲ障碍シ又ハ之ヲ障碍スヘキ行為ヲ為シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス」これは相当重い規定になつておるわけですが、それに該当するような実は規定が今度のこの第八章の罰則の中には見当たらないような気がいたすのですが、御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(金光昭君) 只今のお尋ねの中には、その該当条文は今度は置いてないのでございまして、実は有線電気通信法の罰則の第二十一条に、公衆電気通信設備とその他の有線の施設設備とを合せまして、有線電気通信設備と云ふこととして、只今この設備の損壊、或いは物品接触等の設備損壊の罪を規定したわけにございまして、今回は第二十一条で五年以下の懲役、五十万円以下の罰金というふうに、この有線電気通信法の第二十一条で公衆通信の設備も合せ規定したわけにござい

○久保等君 その点は有線電気通信設備の機能ということになつておるが、それは公衆電気通信の場合もこれに含めるといふことなんでしょうか。

○政府委員(金光昭君) 有線電気通信法の建前といたしましては、有線電気通信設備と言ひました場合には、有線電気通信の施設設備、公衆電気通信施設のおつてを包含した定義と相成つておるわけにございまして、これを以て、全部の設備についての刑罰をこの第二十一条で規定したわけにござい

○久保等君 それではその点は一応はつきりいたしたと思うのですが、なお例えは通信を悪用といふますか、電信あたりを非常に悪用いたしまして、為替電報というように制度もあります。何か特別な操作をして送金を途中で非常にか金額等に対して虚偽通信をするというふうな問題が従来も考へられて、そのことがやはり相当嚴重に取締つて、罰則規定もあつたと思うのですが、それが今度虚偽通信と申しますか、そういういつたようなことに対する罰則がなくなつたやうにございするが、そ

○政府委員(金光昭君) 従来の電信法によりましては、三十三条で虚偽通信の罪を規定したておつたのでござい

○久保等君 具体的には、まあそういう犯罪もこれは事実従来も或る程度あつたのではないかと申すのです。それでそういうことがあつたかなかつたかといふことも伺ひたいと思ふのですが、同時にまあ刑法で、刑法の罰則規定によつてそれを処理して行くのだと言ひますけれども、適当に

○政府委員(金光昭君) 従来こういうふうな例があつたかどうかというお尋ねでございしますが、これにつきま

ては、どうも私もその点十分調査いたしておりませんので、果してそういう事例があつたかどうか存じておりません。それから一般刑法を以て律するといつた場合に、それが何になるかといふお話でございしますが、これはいろいろな点で問題があるかと思ひますが、通常の場合におきましては、一応詐欺罪といふことを構成するといふことになりまして、或いは窃盗罪を構成するといふことになりまして、それらの趣きを異にするのではないかと申すに存じております。

○津島壽一君 手続の問題ですが、この法律が通過し、又このように通つて末端の方面で、そういうところまで通知するのには、それは相当日にちが要するのですか。或いは比較的簡単にそういうことができるというお見通しな

○説明員(梶井剛君) 只今の津島委員の御質問にお答えします。大体手続上は約十日間の準備期間が予定されております。併し今回法案の審議が今日まで及んでおりますので、私どもとしては、あらかじめ法案が通過するものと、承認を得られるものとを予想の下に、或る程度の準備はすでに始めております。従つて法事が承認されまして

○津島壽一君 この法文自体の、施行期日の問題ですが、これはどういう工合になつておるのでしょうか。

○政府委員(金光昭君) この法案の施

行期日はどういふふうになつておるかというお尋ねでございしますが、これにつきましましては、有線通信法と公衆通信法と両法の施行は昭和二十八年八月一日。それからこの施行法自体の施行期日につきましては、施行法の附則にや

○津島壽一君 それでこの法律の国会通過がまあ何日かかる。それから十日を必要とするといふような意味のことですが、それはもう準備ができておるので、八月一日に全部が施行になつても支障が起らない、こういうお見込ですか。さつき十日の準備が要するといふお話ですが……。

○説明員(梶井剛君) あらかじめ、私たちは法案が通過いたしまして、承認を得ましてから、そして初めて事務的措置をとるといふことで約十日間というところでやるのですが、今日になりますとだん／＼押詰まつて参りましたので、従つて事務的な準備措置はそれぞれやつております。ただ料金等はまだ確定しませんので、確定しましたらその表だけは……。

○久保等君 施行法のところでちよつとお伺ひしたいと思ふのですが、施行法の第五条ですが、まあこれは、有線電気通信設備を設置している者或いは旧無線電信法によつて公衆通信の用に供せられてゐる無線局を開設している者に対しては、公衆法の施行の日から三カ月間は、まあ従来と同じようなこととで、やはりその通信を従来通り、まあ委託しているようなものとして扱つて行くといふふうになつてゐるんですが、三カ月だけというふうに限定せられたのは、どういふ御趣旨なのか、お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(金光昭君) 施行法の第五条で言っておりますのは、久保委員も御承知のことと存じますが、例えば国鉄の駅におきまして、電報の取扱をされている。或いは漁業無線局で公衆電報を扱っております、そういったようなものにつきましては、十分この電信法では、私施設の設備を公衆通信に供用する、その供用命令によつたという形に相成つてゐるわけでございます。ところが現実には、国鉄との間におきましても、或いは漁業無線局との間におきましても、大体において、これは相談ずくでいわゆる契約でやつてゐるわけでございます。今回の公衆通信法の八条一号というものは、明らかにそういう委託ということで、委託契約を結んで、そういったような通信を取扱わせるということになるわけでございます。

○久保等君 その点はよろしいですが、次にやはり施行法ですが、施行法の三十二条であります。この三十二条によりますと、「公社は、公衆法の施行の日における構内交換電話の加入者又は専用者であつて、左の各号の一に該当するものに対しては、その請求

により、債券を交付し、又はそれぞれ各号に規定する支払に係る設備を無償で譲渡しなければならぬ」といふふうに規定されてゐるわけですが、更に第二項になります。公衆法の施行の日から六月を経過した日に前項の規定による債券の交付の請求をしたものとみなす。これは何らの請求がなかつた場合には、債券のほうの請求があつたものとみなして、債券の交付をするということになるわけですが、今度の公衆法が施行されることによつて、相当な債券の発行或いは又そうではないれば、この構内交換電話の場合においては、その設備を無償で譲渡するということになつてゐるわけですが、相当財産の上での変動が予想されるわけですが、どの程度の財産になるのか、債券等に見積つた場合にどの程度の金額になるのか、一つわかつておれば御説明を願ひたいと思ひます。

○説明員(吉沢武雄君) お答えをいたします。只今負担金を取つてゐますP BXの額が大体三十五億程度になつております。その中で果してこの法律が施行された場合、無償譲渡を請求するものがどのくらいあるか、或いは債券の交付だけでいいものか、或いは債券であるかというところの確かな見通しは困難であります。大体私も想像いたしまして二割程度、或いはせいゝ三割程度のものが自営に変更するのではないかと。従つて自営の方につきましては、その無償譲渡ということになります。その無償譲渡という点については、その債券の交付という点については、この債券の交付につきましても、今回の予算におきまして八十五億という受益者引受の債券という弾力性を持たした中において賄ひ得る、こういうふうな考

えております。即ち加入者の新設によつて引受けますところの額は、資金調達の額によつておわかりの通り、四十八億でありますから、それが大体三十七億という余裕を持つておりますゆえんのものは、それに備へての措置であります。

○久保等君 なお質問を先に進めますが、第八十条になります。公衆電気通信役務の料金の支払義務が規定されております。而もその支払義務の存続期間が、料金を支払うべき日から六ヶ月以内に若し支払の請求がない場合には消滅するということ、この料金の支払義務の存続期間が六ヶ月なんです。これは、当然非常に経済活動の敏活を尊ぶ電気通信事業の場合における料金問題は、できるだけ短期間に打ち切られるというか、決済をしてしまふことが好ましいということ、こういう六ヶ月ということになつたのでしようが、これも一般の債権債務関係なんかの場合と比較いたしますと、相当期間が短くなつてゐるわけなんです。民法上にも言う債権なんかの場合は、十年でしか、更に一般商行為等による債権の場合は五年というふうなことになると思ふのですが、そういう点から見ると、非常に六ヶ月という点になります。半年で以て料金の支払の義務も突はなくなつてしまふ、うかつかりしてると半年くらい過ぎてしまふといふふうなことになるが、この場合も考えられるのじやないかと思ふのですが、従来料金の支払が、特にこの場合恐らく払わなければならぬ義務者の何と云いますか、請求を受けたときからと云ふことですか、その以前に当然この料金の支払請求をする期間が、その

支払義務者の所まで届くまでの期間があると思ふのですが、その途中等々で故等でもあつて半年たてば料金の支払義務がなくなつてしまふという結果にならうかと思ふのでありますが、そういったような点から考えますと、六ヶ月というのは外少短か過ぎるのではないかと云ふふうに考えますが、従来の経験から行きますと、六ヶ月もあれば料金の支払が未決済で終るといふようなことは全然なかつたといふふうな経験を持つておられるのかどうか。これは事新らしく今度六ヶ月ということに特別に制定されたことではないと思ふのですが、実際の運営上やつて来て、その点で何らの支障がなかつたのかどうか、その点一つ念のために伺ひたいと思ひます。

○説明員(吉沢武雄君) 御趣旨のごとく、権利を成るべく保護するという立場から考えますと、この請求期間というのは非常に長いほうがいいと存じております。又更に民法の一般の時効と違ひまして、除斥期間という性質を持たせるということにつきまして、商法或いは私法的には相当きついは規定であるといふようなことも考えられるのでありますが、従来このような大規模な而も全国的な仕事でありますし、又非常に取扱の数も多いといふようなことを考えますと、一定の期限をきめますといふと、更に全般的な業務の運行というように考えますと、一定の除斥期間、或いはその期間が只今申上げた運用上も至当である、且つ又利用者に対しても甚だしく不当でないといふようなところから考へて六ヶ月にしたわけでありまして、現行の規定より電信におきましては、たしか

二ヶ月と今の電信法ではなつておりますが、それを電信については六ヶ月と云ふことにした点は、相当利用者の立場を考慮した意味でございます。なおこれによりまして相当証拠書類に当ります例えは発信原書或いは交換証といふものを六ヶ月間は必ず保存しなければならぬといふことになりまして、実はただだえ狭い電報局或いは電話局に倉庫的なものが相当増すことも実は考へなければいかんのではないと思ひます。以上のような諸般の情勢を考へまして、できるだけということ、この規定の如何なる事情も斟酌せずに、勿論ただ如何なる事情も斟酌せずに、この規定のまゝ行くということ、法の運用の上から余地のあることでありまして、従来におきましても格別の場

合におきましては、大臣なり或いは本省の承認によりまして斟酌し得る余地までやつたことでもあります。そのようになつて運用につきましても十分考慮することは勿論と考へております。

○久保等君 それから只今の問題とも関連があるのですが、従来通信料金の未納の場合については、なか／＼納めないう場合については、強権を発動した形で国税滞納処分の例によつて、何か徴収しておつたようですが、今度そういったことは、できるだけ新憲法下における一つのサービスを飽くまでも提供するんだといふことで、従来の考へ方といふものを相当大きく切替へてやつて行こうといふ考へ方から、これも突は停止を今度の規定の中ではしてあるやうであります。一般に民法上の債権債務という関係になつて参つて、飽くまでも対等の立場で料金の支払請求をするし、又一方は支払つて

行くというようなことになつておるの
で、まあその点では非常に結構なこと
だと思ふのですが、ただ併し実際問題
として、国税徴収処分によつて徴
収をしたという例が、相当頻繁
にあつたのか。それともまあ殆んど有
名無実で、そういうような強権を發動
しなくても料金というものは指定され
た期日までに入つておる。従つて途
中で先ほど御質問申上げたように、恐
らくまあ六月月しかその支払義務がな
いといううな、比較的短い期間であ
るけれども、その短い期間で全部決済
できてしまふというようなことで、従
来実際やつて参つたのか。実績の上か
ら、これも又そういうものは全然必要
ないとお考えになつて、いわゆる国税
徴収処分によつて最悪なときには徴収
をする必要はないとお考えになつたの
かどうか、そのところをお聞かせ願ひ
たいと思ひます。

○説明員(吉沢武雄君) 従来国税滞納
処分による強制徴収ということはある
たのでございすが、成るべくこれを
發動することがないようには実は事実上
心がけておりました。従つてこれによ
ります事例というものは、よほど悪質
な、或いはもうそういう徴収し得る
余地がないので、普通の納得ずく、話
ずくでは行かないというものに限りま
して、現場の局長或いは通信局長の認
定で大体やつておりますが、その数は
そうないものと思つております。従つ
て今回のそれを排除いたしました。一
般の私法の規定によるとするのは只今
久保委員のおつしやつたこの精神から
出しておるわけでありまして、これを国
税徴収処分によらなくても、従来のこ

とく徴収ができないうらうという懸念
もないものと思ひますし、勿論この料
金の徴収に当りまして実際に只今やつ
ていますのは通話停止といううなこ
ともございまして、電話を利用してい
る大部分の方は通話停止ということ
は、通話の利用をとめられる経済的損
害よりも他に及ぼす非常な不名誉、殊
に営業をやつておる商人にはそういう
影響がございしますので、大体督促を十
分懇切丁寧にするれば、普通の方に
おいては納め得る、こういうふうな私ども
は考えております。現在の料金の収納
率は相当向上しております。大体全
国の平均で申しますれば九八%、九%
と言つても差支えないのであります。
大体その間従業員の努力もございま
すが、一般に料金を払ふという趣旨が徹
底して参つたのであります。ただ今後
経済上の不況とかそういう場合を考え
ますと、にわかに樂觀なり又安心はで
きませんが、大体今までやつておる方
法においていいもの、こういうふう
に考へて、こういう法律案にしたわけ
であります。

○久保等君 料金問題の、公衆電気通
信法案の最後の別表のところ、これ
は条文的な質問になるのですけれど
も、一番最後の九十六頁になりま
す。最後の第六といたしまして「専用
設備たる回線の専用(市外設備に係る
もの)であつて、専用契約の期間が一年
以上のものである」の料金を「(月額)
うになつております。その下が(月額)
」第四の一の料金額の欄の上段に掲げ
る額の六千倍以内において公社が郵政
大臣の認可を受けて定める額、この
「第四の一の料金額」ということになり
ますと、これは市外電話の場合だけを

実は指しておるのじやないかと思ふの
ですが、市外電話だけとなると、ここ
のところ規定しておりますのは専用
電信、そういうたようなものについて
は含まれておらないのじやないかと思
ふのですが、一体電信の専用料等はど
ういうふうにして料金の表のところ
で定めておられるのか、その点見当ら
ないので御説明をちよつとお願いしたい
と思ふのです。

○政府委員(金光昭君) この料金別表
の第六にありますが専用設備たる回線の
専用料金というものは、今御指摘の
ようにいろ／＼なものが入るわけであ
つて「市外設備に係るもので、一応
市外回線に限られるわけ」でございま
す。ただ市外設備というもののの中に
は、今御指摘のように電信も実は一応
入ることになつておりますが、ただ月
額の料金のほうで六千倍ということに
なります。これは最高限度を抑えてい
るわけでございます。電信の場合に
はそれ以上に出ることがない、その
範囲内に納まるという意味で最高額と
して市外の専用回線の最高限度で抑え
た次第でございします。

○久保等君 そうすると電信の専用料
もこの中に入つておるといふことであ
るか。

○政府委員(金光昭君) 只今お尋ねの
点は、市外設備の中には一応電信も含
めた意味で、電信の専用線も含めた意
味で規定しておるわけでございます。

○久保等君 その下のところの(月額)
として「第四の一の料金額」といふ
ところなんです。これは市外電話だ
けだといふふうに理解されるのです
が、それで電信の専用料も含めておる

というふうにお考えなんでしょうか。

○政府委員(金光昭君) 一応月額の点
では、市外通話の料金を基礎にいたし
まして、その六千倍以内ということに
なつております。これはそれ／＼の区
間についての最高限度を定めておりま
すので、その範囲内に納まるというこ
とで、こういうふうにいたしたいと存
じておりますが、その点更にもう一回
よく詳細に調査いたします。多分それ
で間違いないと存じます。別途又調
査の上、若しくは間違つておりました
ら、訂正いたします。

○久保等君 ただ言葉の表わし方がこ
れで電信の場合も含めておるのだと理
解されるかどうか問題だと思ひます
が、御趣旨なり意味するところの氣持
は、今の説明でそういうことだといふ
ならそれでわかるのですが、表現され
ては言葉の表現は、そういうふうな
は理解されないので、電信が含まれな
いのじやないかというふうには実は私も
ちよつと読んだ字句の上だけでは理解
いたしたので御質問したのですが、言
葉の表現がそうなるという確信がな
ないのじやないかといふふうに考えら
れるのですが、これも一つ今ちよつと
申上げて直ちに御説明ということも、
或いはいろ／＼関連がありましから御
ければ結構だと思ひます。

○委員(左藤義詮君) 審議を急いで
おりますので、今の点は明日までには
つきりして下さい。

○久保等君 それから電話の加入料で
すね、それから附加使用料、装置料、こ
ういつたようなものは従来はこの
電信電話料金の料金法の中に相当詳細
に亘つて規定されておつたから問題は

ないのですが、今度は別表に極めて主
なもの、提案趣旨の説明によると、国
民経済、或いは国民生活に重要な関係
のあるものだけを公衆電気通信法案の
末尾の別表の中で謳うといふことで、
それ以外の点については、郵政大臣の
認可を経て別途省令とか政令とか、そ
れ以外の方法によつてきめるといふ御
説明のわけですが、ところがこの電話
の加入料、附加使用料、装置料といふ
うなもののについては、この別表にも
勿論出ておらないし、どういふ扱いを
されるのか、極めて不分明で理解でき
ないのですが、この点只今申上げた加
入料、それから附加使用料、それから装
置料の問題をどうなうに扱われるお
考えであるか承りたいと思ひます。

○政府委員(金光昭君) 今回の公衆電
気通信法におきましては料金につきま
しては、一般的に非常に広範囲の利用
に亘るような料金につきましては法律
で定める。その他の料金につきましては
は、これを公社で定めまして郵政大臣
の認可を受けるという、いわゆる認可
料金の建前に変更いたしましたわけでご
います。そこで只今御指摘のうちの加
入料、附加使用料は、これは一応認可
料金ということにいたしてあるのでご
ざいまして、装置料は今お挙げになり
ましたようですが、装置料は別表の第
三の中にこれは法定してございします。
だから今御指摘のうちの加入料と附加
使用料、これは認可料金によつて定め
るということに相成るわけでございます。

○久保等君 装置料のほうはわかりま
した。ところで電話加入料或いは附加
使用料、こういつたようなものが、い
わばこの公衆電気通信法案の別表の中

からは一応取除いて、いわゆる郵政大臣の承認を得てやり得るというように形に輕易に扱つておるのですけれども、そこはなぜこの別表に謳われておる一般の料金表と只今の附加使用料なり、或いは電話加入料というものを切離したか、そのあたりちよつと解せないのですが、まあそのほかにもいろいろ新聞専用とか云々、いろいろたくさんありますが、そういうふうなものもすべて別表の中に謳われなかつたのですけれども、この分離したという考え方自体に相当問題があると思つて、相当無理をして何か料金表そのものを二つに分けて、一つは公衆電気通信法案の中に謳つたが、一方は郵政大臣の認可でやり得るというように形にしたのですが、而も郵政大臣の認可に任した分野も決して少くはないので、極めて輕微と思われる少範囲に限つてそういう措置に出て、殆んど大多数は別表に謳うのだということには、この建前から行くと実はなつておらないわけだ。そこでこの法律案の出し方とも関連いたしますけれども、公衆電気通信法案の中にやはり料金表の別表を最後の末尾にくつたという法案の作成技術の問題にもなりまして、よくけれども、非常に申訳的に最後の別表をくつたような……、電信電話料金というものは非常に重大な問題であるし、又は精細に規定されなければならぬし、又そのことが一般直接大家にも影響がある問題だと思つて、ところが、それにもかかわらず、殊更にこれを分離して、大体あらましの極めて小範囲の部分だけが別表で挙げられておつて、相当の部分がこの別表には載つておらないという形になつてい

るのですが、この点むしろやはり從來あつたような電信電話料金法というように形で、一本の料金というようにものを存続すべきではなかつたかどうか、これはまあ法作成の技術の問題なんでしょうけれども、一本の単独法として料金問題はむしろ扱つたほうが實際問題としても便宜なんじゃないかというふうにも考えるわけですが、その辺について、どんなふうなお考えで、こういつたむしろ大部分というよりも、極めた範囲を限定して別表に挙げて、重要な料金を郵政大臣の認可事項にするというふうなことは、相当いろいろ問題があるかと思つて、なぜ無理をしてこういう公衆電気通信法案の末尾に附加的な形で料金法の別表を付けたかということについて、一つ御質問をいたしたいと思つて、

○政府委員(金光昭君) 只今の御質問は二つの部分にわかれておりますが、第一点は、要するに料金というものを公衆通信法の中に入れて、別途の、例えば料金法といつたようなものにしたかどうかというお尋ねでございますが、これにつきましては、一応お説のような御意見も御尤もかと存するのですが、又譲つて考へてみますと、今回のこの公衆電気通信法というものを制定いたしました趣旨といふものは、公衆電気通信サービスといふものの基本的な事項といふものをこの法律の中に盛りまして、そうして通信の利用者といふものが基本的なサービスとして重要なものといふものは、一種の利用約款的な性格の中でも、特に多数利用者、独占事業として多数の利用に供せられる電気通信事業におきましては、やはりこれを一般の利用者の利益擁護の意味から申しまして法定すること、これが正しい行き方かと存するわけでございますが、そういうサービス法規的な性格の下におきまして、そのサービスのうちのやはり重要な部分といふものは、これは料金だと存するわけでございます。そこでこの料金につきましては、いふまでもない規定をいたしますと同時に、その料金額自体もやはり公衆電気通信法の中に規定するといふことがむしろ正しいのではないかと考へ方からしまして、この公衆電気通信法の中に料金を先ず定めた次第でございます。

次に、第二のお尋ねの点でございますが、料金を法定する場合に、やはりものと重要な料金があるのだから、そういうものも法定すべきではないかという御意見だつたと存じますが、この点につきましては、別途電気通信事業の経営形態が従来の国営から公社に移した、できるだけ公社の自主的な経営を認めるといふ建前から申しまして、本當に一般国民の利用に供するといふようなものにつきましては、これは飽くまでも法定すべきでございますが、その他の附加的な料金まですべてこれは法律を以て定めるということとは如何かと存する次第でございます。これにつきましては、まあ比較をいたしますと、類例の公益事業であります鉄道運賃につきましても、やはり法律で定めておりますのは極く基本的な運賃の基準運賃でございます。国鉄におきましては、その他の料金につきましては、そのうち更に比較的重要なものにつきましては運輸大臣の認可料金、極く輕微のものにつきましてはこれを国鉄自体で定めるといふ三本建

をとつておる次第でございますが、電信電話の料金につきましては、先ほど申し上げましたように、極く一般的な非常利用の範囲が広汎に亘る基本的なサービスに亘ります料金はこれを法律で定める、併し只今御指摘のような附加使用料等につきましては、必ずしも全部の利用者にこの料金を課するわけでもございませぬので、いわゆるそれほど全般的な利用というものに亘らないという点から、これは認可料金というふうにした次第でございます。この法定料金と認可料金とどういう枠で定めたかと申しますと、やはり只今申し上げましたように、抽象的な表現で申しますれば、国民経済に非常に大きな影響を及ぼすようなもので、而もこの国民大衆が頻りに利用する、而も収入の大宗をなすといふような基本的なサービスに対する料金を法定いたし、その他の料金は認可料金にしたという次第でございます。

○久保等君 それから第七十条、更に七十一条、七十二條、これは料金の減免を規定いたしておるのですが、これはすべてやはり郵政大臣の認可を受け、減免する基準に従つて、公社が料金を減免することができるといふふうになつておるのですが、これはやはり早速八月一日からでも、このものについてはやはり直ちにそういう措置がとられるはずだと思つて、そういうふうなことにして七十條、七十一條、七十二條の場合について、どういふ基準で郵政大臣の認可を受けるつもりでおられるのか、何か説明を、この三カ條について具体的にどういふ基準で一体減免をやられる予定なのか、何ら基準が示されておらないので、減免する

ことができるのだということになつておるのですが、内容はいろいろな場合がここに規定されておるわけであり、新聞関係の報道等についても出ておりますし、それから特殊な災害その他の場合の非常事態における料金の減免等も規定されておるのですが、これについて一応考へておられる考え方をこの三カ條について説明的な一つお話を伺いたいと思つて、

の意味もありまして、政策上大体単独電話の六割若しくは七割という見当で具体的な料金を考へて行きたい、こういうふうな考へております。

それから只今の御質問でございまして、この公衆法七十条及び七十一条の減免についてはどういふふうに考へるかということでございますが、これはすでに電報規則及び電話規則におきまして、これらの事項はすでに実行しているところでございます。それを今回の法的に、料金については減免ということとは自由にできないというふうな法的規律のために、このように法文化しておるのであります。内容につきましては、従来と同じ精神を以てやつて行くつもりであります。一例を挙げますれば、七十条において船舶、航空機というふうな、生命財産の緊急電報というものは従来も無料でありました。例えば SOS というようなものについての料金というものがそれでありまして、又警察については、犯罪の通報と、今大体東京では御存じのごとく百十番、局番なしでやれば直ちに急報できる。或いは消防機関の出火の報知は百十九番、こういうようなものが今でも無料サービスになつております。そういうようなものを七十条では規定してございまして、それ以外に現在の情勢からみまして、特に必要と認めるものを多少附加しておりますが、大きな基本線は変りないというふうに御了承願ひたいと思ひます。

それから七十一條の問題でございまして、これにつきましても、新聞通信社には減免するということになつております。今回は今までやつていないのは放送事業です。NHK及び民間放送

というものを、ニュースを内容にするものについては、同じように予約通話といたしまして、この料金を軽減するということになつております。この軽減率も大体現在の率と同じように考へて行くつもりであります。警察や消防機関というものにつきましても、大体現状と同じ考へで進んで行くというふうに考へております。

なお新聞、通信社に對します専用料金の倍率というふうなものも認可事項になつております。これも現状のまま倍率は変えない、こういう氣持で、この法の運用におきましての認可或いは料金の決定をいたしたいというふうに考へております。

○久保等君 その低減率なんか、むしろはつきり法制化しておいたほうが公社当局あたりではやりやすいのじやないか。というのは、低減率は、極端なことを言へばどの程度の低減をするかということとは公社の判断、郵政大臣の認可で勝手にやれると言へば言へるのです。そうなつて来ると、いろいろむしろこの公衆電気通信法案の最後に謳われておる別表の料金の問題とは或る程度距離されて別個に考へて行く危険性というのか、そういう場合が予想されるところなんです。そうするとそれで却つてこういう利用者の面からのいろいろな動きによつて、必ずしも適正でない料金があるとき、この情勢によつて心ならずも決定せられて行く危険性というのか、可能性があると思ふ。ですからむしろそれよりも法律で、一般の国民生活、国民経済に非常に重大な影響があると思はれる面については、法律で明確に謳うのだから、そういう低減率はむしろこの法文の中に明確に謳

つたほうが、實際その箇に當る公社にしても非常に氣が楽と言つては語弊があるけれども、はつきりと法律によつてきめた方がむしろいろいろ判断をするのについて、いろいろの動きによつて煩わされるというふうなことをしなれても済むのじやないかというふうな考へですが、その点は如何でしようか。

○政府委員(金光昭君) 只今の御意見も一応そういうふうな報道電報、或いはその他の警察等の料金につきましても法定したほうが却つてそのほうが楽じやないかというふうな御意見でございますが、そういう点も一応御尤もなことと存じます。併し別途考へますと、先ほど申しましたように、料金の基本原則の面から申しまして、報道電報にいたしましてはその他の警察等の専用通信にいたしましては、やはり利用の相手というものは極く特定されたものでございまして、やはりこの公衆電気通信法の建前から申しますれば、七十一條で規定いたしますように、それ、それを一般的に低く定める、低額に定め得るといふ基本方針を掲げまして、その低減率につきましてはやはり郵政大臣の認可というところで定めるというふうに十分ではないかという考へ方で、かような規定にいたしました次第でございまして。

○久保等君 それから今度は質問の内容をちよつと変更いたしました、PBXの問題でなほ、先般御質問いたしましたのに引續いて御質問をしたいと思はれますが、今度のこの公衆電気通信法、或いは有線電気通信法が施行せられるということになりますと、当然PBX等の問題につきましても、当然

面する問題として技術基準の問題、或いは工事担任者の資格認定の問題、こういったような問題を早速まあ基準をきめておいて、資格試験なり或いは技術基準というものをによつてその良否を認定して行くというのをやらなければならぬと思ふのですが、そういう方面についての一応資料的なものをお出しを願つたのですが、やはり私先般ちよつと指摘しておきましたように、工事担任者の定義といふか、どういつたものを工事担任者とするのかというところについての質問に對しまして、従来は工事担任者と、それから工事従事者という言葉を使つておりましたが、まあこれらはやはりこの法文に言つておる工事担任者の中に入るといふふうな御趣旨の答弁であつたと思つたんですが、従来は工事従事者は、ここに言う工事担任者として扱つて行くということなんですか。

○政府委員(金光昭君) 只今の御質問にお答へする前に、先ほどちよつと留保いたしました点を追加補足いたしました申上げておきますが、先ほど久保委員の指摘されました料金別表の最後の第六でございまして、これはやはり電信の専用料の中に含むわけでございます。と申しますのは、この括弧の中に「市外設備」という言葉がございまして、この市外設備の定義は、公衆通信法の七十一條の三項に出ておるわけでございます。四十七頁でございまして、非常にこれは難解な表現でございますが、四十七頁のうしろから五行目の一番下のはに「市外設備」という言葉が出ておまして、それからずつと括弧をしまして、「専用設備のうち」云々とずつと書いてございまして、こ

れで言つておりますのは、単に電話ばかりでなしに、電信においてもこれは包含して、市外設備という定義をここにいたしました。以下同じということ、その後この市外設備という言葉については単に電話専用線だけでなしに、電信の専用線も含まれるということ、これを規定いたしましたおるわけでございます。先ほど私が申し上げました通り、第六で申します「専用設備たる回線の専用」の中には、市外電話回線及び専用電信の双方を含む、ただ電信の専用線につきましても、これは金額は勿論市外専用回線に比べて低額でございます。この六千倍以内、こういうものの範囲に納まるということ、で、最高限を電話のほうをとりましてリミットを付けたというわけでございます。

それから只今のお尋ねの点でございまして、このPBXにつきましても、戦前の工事の従業者というものがどういう関係になるかというお話でございまして、今回のこの工事担任者というものは、先般の委員会においてもお答え申し上げましたように、大体電気通信機器の工事の一人立ちで従事し得る、独立して従事し得るという者を対象にいたしましたわけでございます。で、本當の補助的の作業に従事するといふ者はこれは別でございまして、その他の面につきましましては、当然独立して工事に従事するといふ者を対象にいたしてございまして、従前の担任者及び従事者の双方を含むというふうに解釈しておるわけでございます。

○久保等君 それで懸念せられることは、先般ちよつと質問いたしましたので

すが、有資格者の工事担当者、それから従来工事担当者も今度の制度ではそれも担任者に入れるという考え方で、すから、いづれにいたしましても、新しいその工事担任者になる人が、誰か一名或る工事担任者になることによつて、この工事担任者が引受けるということになつた場合に、実際の仕事は、全従事者がこの工事担任者であらば勿論問題ないけれども、ほんの一名だけが工事担当者で、その一人の人間が請負うというような形で、実際は工事がなされて行く場合が多いと思ふわけだ。そういう場合に對する、十分に通信の開始後における運営を遺憾なくらしめるという立場から行きますると、いわば素人をかき集めて来て、一名の工事担任者が仕事をやるということでは非常に問題があるかと思ふのですが、そういう方面に對する取締と言つては語弊があるのですけれども、そういう方面に對して十分にあつた問題を引き起こすに検査を、検査といふものは、仕事をやらせるといふ方法としてどういふようなことを考へておられるのか、具体的に一つ御説明を願ひたいと思ふ。

○政府委員(庄司新治君) お答え申し上げます。工事担任者といふものの解釈が必ずしもはつきりつかぬものがあるのは、いろいろ疑問が湧いて来ると思ふのですが、工事担任者の解釈をもう少し具体的に申上げて見たいと思ふ。今金光監理官の御説明の中の工事担任者と本當の補助的な仕事をやる人といふふうな御説明がございましたが、少くともPBXの設備を修繕したり建設したり、そういう電気通信設備をさわる人は、これは工事

担任者でなければならぬといふふうな私には解釈しておるのでございませう。従つて或るPBXの現場へ行きまして、そこで仕事をしておる人はどういふ人でなければならぬか、どこか或る一カ所へ行つて見たときに、そこにはいゝゆる工事担任者がいて、試験或いは設備にさわつておるというのならこれはよろしい。併しそこには工事担任者は誰もいないで、そうして本當の補助的な人だけが機械をさわつておるということとは、これは我々は考へておらないのでございませう。或る現場へ行つて、工事担任者がおつて、その担任者が手足のごとくに、まあハンダを持つて来いとか、補助的な役目をする人を使つておるといふことは、これは我々は考へておるわけでありませう。従つて今久保委員の御質疑のありましたように、工事担任者が一人だけ資格を持つておつて、そうして資格のない人を多数かき集めて、そうしてその資格のない人を双方の現場へ派遣して仕事をやる、或いは保守をやるということとは考へておらないのでございませう。そういう事態があれば、我々はこれを取締るつもりであります。工事担任者でなければ従事することはできないといふ条件で、これを取締るつもりでございませう。

○久保委員 それはもう少し具体的に、それならばPBXを自営したいといふ場合の申請があつた場合に、どういふ一休基準でその申請を許可して行く方針か。只今のいわば工事担任者の数の問題になつて来ると思ふのですが、例えば工事幅によつて、その程度の工事幅のある工事付ならば五名の担任者が従事しなければならぬとか、或いは十名でなければならぬとか、二十名でなければならぬといふような、いろいろ幅があるといふものを考へながら工事担任者の数といふことも、具体的な申請のあつた場合にその都度実を判断して認可するかしないかを決定するといふふうな考へておるのかどうか。そういう点を具体的に御説明を願ひたい、ただ条文で工事担任者でなければ従事してはならないんだといふことになつておるんだから、當然そういうふうになるんだといふことだけでは、具体的に処理し切れないと思ふので、具体的にどういふ一休方針で申請のあつた場合に許可する、或いは許可しないという態度をとるのか、そこの方針を一つ御明示願ひたいと思ふ。

○政府委員(庄司新治君) 一休原則としましては、工事担任者でなければ従事できないといふことに大原則を立てております。そうして或る工事をやる場合に、それでは何人くらい要するだろうかといふことは、その原則と照らし合はれて来るだろうと思ふ。但しこういうような場合を考へますと、例えばこの回線の交換機、或いは専用線の交換機を付けるといふような場合には、十人とかれば非常に早く工事が終るし、三人くらいであれば非常に長く工事がかかるというものでありまして、建設工事のときには、何人でなければならぬといふようなことも必ずしもはつきりきめにくいと思ふのでございませう。それから保守の場合でございませうが、保守の場合には、設備が或る程度大きければ大体一人常駐しておらなければならぬといふことも出て来るでしようし、又小さな交換機で、例えば十回線とか二十回線といふような交換機で、殆んど故障も起きないといふような交換機の保守をやるような場合には、この近くに、或いは保守者を呼ぶときにはいつでも来るというふうな状態であれば、必ずしもその二十回線の交換機をそばに工事担任者が一人付きつきりでおらなければならぬといふことも言えないだらうと思ふのでございませう。それで実際問題としては、或る程度人数といふものが実行上はきまつて来るかも知れませんが、それをきまつて来るかといふふうにはきめられないのではないかと、こう思ひます。ただこういうことが考へられるのですが、それでは最初久保委員の御心配になりました、一人の人が小さい交換機だからといつて二十も三十も受持つといふことになれば、これは非常に無理があるだらうといふので、一人の人の持ち得る範囲といふものは或る程度、五件とか十件とか、十件といふとちよつと多いですか、五件とか三件といふふうな制約されるということとは言えると思ひます。

○久保委員 どうもはつきりしないのですが、だから工事の申請があつた際にどういふ場合に一休許可をし、どういふ場合に許可しないか。勿論許可する申請者が有資格者であることは勿論です。有資格者でなければこれは全然問題にならないと思ふのですが、それがAならAといふ有資格者が申請された場合に、或る場合にはこれはよろしい、或る場合にはいけないといふその判断を一体どういふ基準によつて判断するのか。有資格者が少くとも申請されたことについては、お前は資格がないからといふことはこれは言えないと思ふのです。ただ問題は果してその仕事かその人間一人で行けるか、或いは二人で行けるか、三人で行けるかといふことを具体的に判断しなければならぬと思ふのです。やつぱりそうでないと、これはもう、一人の有資格者でも申請があれば、その人間がやる資格といふ能力、能力といふか、技術的な能力はあるわけなんですから問題はな

持つておられないということなんですか。

○政府委員(庄司新治君) まだ質疑と応答の間に距離が少しあるようございいます。建設工事をする場合いわゆるPBXを取付ける場合、この場合にはこういう人が工事をするんだ、その人が工事担任者としての資格があるんだということであらう、それが何んでなければならぬというところはやはり言えないだろと思うのでございいます。たつた一人でも或る程度工事はやれるだろ、或いは十人なければならぬだろ、それは結論としては工期、工事をやる期間の長い短いということにかかるとありまして、大きな工事だから何人以上でなければならぬということとはやはりどうも言えないというふうな私には考えるのでございいます。

○久保等君 当然工事をやる工程といいますが、時間も問題になるでしょうし、それから期間が問題になるのかから、長い間かかってやるならば比較的小さくて済むし、突貫工事的にやるとすれば大勢の人でなければならぬというところは、これはわかると思うのです。併し、これはわかっていても、例えば一人なら一人が十日間にやる仕事の能力というものは、これはもう大体或る程度幅がきまつて来ると思うのです。従つて例えば交換機なら交換機を一台付ける場合に、これを予定としては五日なら五日にやるんだとか、或いは十日なら十日にやるんだとかいう工程というものは、申請する場合にこれは申請事項としてはつきり当然謳われるべき性格のものだと思うのです。或いはまあその点謳わないとすると、一体どう

いうふうな基準でこの者に能力があるかないか、実際にやるかどうかというところを厳正に判断をして的確な認可を与えて行くことになるのか。その点を明確にしないと、交換機一台付けるから何人だろうというわけには行かん。確かに監理官の言われるように、それだけでは何と判断ができません。期間というものが問題になって来るだろうと思うのです。工事期間或いは稼働人員というものを脱み合して、大体どの程度の人員が必要というふうなことはおのずから出て来ると思ふし、又そういうものの或る程度の基準を持たなければ、工事担任者一人で以て申請した場合には、やはりそれをいつけるわけには行かないだろうという只今の御答弁だとすると、恐らく実施せられた将来の見通しというものは、私が申し上げた、極めてこれは露骨なというから、極端な場合を例に引いて申し上げたから、そんなばかなことはあり得ないと言われるけれども、併しあれほどまでにひどいことではないにしても、やはり似たり寄つたりのことが現実に行われて来る危険性が多分にあるのじやないか。極論すれば、有資格者の人たちがブローカーの形で実はどん／＼PBXを申請し、更に又自営で以てどん／＼やつて行くというふうな結果になって来る危険性が非常に突

るか、大體の一人の担任者の幅というものは何か定めておかなければ、人の能力によつても相当差はあると思ひます。差はあると思ひますが、併し大體の基準というものがなければ、認可するしないの基準そのものも定まつて来ないのじやないかというふうな考えるのです。○政府委員(庄司新治君) どこを言つておられるか大分わかつて来ましたが、一つのPBXの設備だけを以て考えましたときには、私の申し上げたやうなことが言えるわけではございいます。久保委員の話しておられるのは、一人の工事担任者がそれでどれだけ持てるかというところを聞いておられるようございまして、これは確かに久保委員のおっしゃる通りに、一人の工事担任者が非常にたくさん工事をやるといふことは、裏をひっくり返せば必ずしもその人が従事しないといふことも考えられるのでありまして、そういう点では一人の人が建設を受持つ数とか或いは保守を受持つ数というものは或る程度の制限を付けなければならぬというふうな考えております。○久保等君 ですからその制限をしなければならぬと思はれる基準になるものを具体的に御説明願えないでしょうか。

もう常識的に当然だと思うのです。そういうことは抜きにして、工事に對する大體の一人の担任者の幅というものは何か定めておかなければ、人の能力によつても相当差はあると思ひます。差はあると思ひますが、併し大體の基準というものがなければ、認可するしないの基準そのものも定まつて来ないのじやないかというふうな考えるのです。○政府委員(庄司新治君) どこを言つておられるか大分わかつて来ましたが、一つのPBXの設備だけを以て考えましたときには、私の申し上げたやうなことが言えるわけではございいます。久保委員の話しておられるのは、一人の工事担任者がそれでどれだけ持てるかというところを聞いておられるようございまして、これは確かに久保委員のおっしゃる通りに、一人の工事担任者が非常にたくさん工事をやるといふことは、裏をひっくり返せば必ずしもその人が従事しないといふことも考えられるのでありまして、そういう点では一人の人が建設を受持つ数とか或いは保守を受持つ数というものは或る程度の制限を付けなければならぬというふうな考えております。

○政府委員(庄司新治君) その点は只今公社と検討中でありまして、一応の公社としての成案は得てございいます。が、郵政省として必ずしもはつきりこうだという数は最終的にはまだきめてはおりません。○久保等君 まあ今のところだから、

直ちにどうこう言つてもまだ完全な成案を得るところまでに至つておられないという御説明は了承するわけですが、更に只今の問題とも関係するわけなんです。この技術基準に合致しておるかどうかというところについて、公社が検査をするということに法文の建前からなつておるわけですね。そうなりま

す、相当の検査員も当然必要でしょうし、それから今言われたやうなことをどういう基準を出されるかによつて、検査員というやうな問題も相当又違つて来るのじやないかと思ふのです。いづれにしても私の懸念するところは、今の監理官の御説明では、全然実は解消しておられないわけですね、むしろ非常に危険を深くするわけなんです。そうなつて来ると、今度は検査員の方面で相当考慮して参らなければならぬといふことにもなつて来ると思ふのですが、全国的にPBXを民間に開放した場合に、どの程度検査員が必要だといふふうな現在お考えになつておられるのか。更に又その検査員を設けることによつて、この検査員に必要とする経費予算といつたやうなものが大體どの程度のものであるかのめどを持つておられるのか、一つお聞きしたいと思ふのですが。○説明員(観動君) 先ほどから久保委員からPBXの工事担任者の問題等について御質問がございましたが、御心配の点は御尤もかと存じますが、一方におきましてこれは一つの商売でありまして、又施設されるかたも相当大きな財産といふことになるわけでありまして、私は自然の原則として、注文されるかたは、やはり十分この工事がいつまででできると、又この法律

によつて、工事担任の資格のない者が従事するといふやうな、不自然的にそういうことをやつておるのではないので、やはり技術があり、それに対する知識のある人が認定を受けて従事されるのでありますから、實際上の御心配は余りない、このやうなふうに考えております。

それから、そうすると随分検査員が必要だろと、こゝう御意見であります。民間におきましてもかなり優秀な技術があると、現在電電公社におきましても、工事の建設請負等におきましてかなり民間にも技術力がある、こゝういふ点も考えておられるのでありまして、私も現在におきましてPBXを担当いたしておりますので、その中から特に検査監督に適任者を特定いたしておきまして、そういう者に検査させるということ、新たにそのために増員するとか何と云う措置は現在考えていないのであります。併し、實際上PBXが非常に自営に移りました場合に、全国的にはそういう検査に従事する人は或は千名くらいになるかと思ひますけれども、それは常時検査ばかりしておるのではないので、やはりみづから公社としてPBXの建設保存をするものについての一番指導的な技術の優秀な人が、それに当るといふことで、特別の経費等も現在においては考へていない。で、電電公社におきましては、現在でも勿論PBXを全面的に実施して参ると、又今後におきましても大いにサービスを改善して行きます。自然にそういう範囲が殖えて参りますれば、来年度の予算において又考へると、二十八年年度予算におきましては、特別にそういう考慮を別枠として

考える必要はないというふうに私も
として承知いたしておる次第でありま
す。

○久保等君 まあ非常にPBXがうま
く民間でやつた場合に行くということ
を前提にお考えになつておるよう
ですし、是非そうなければならぬと思
うわけなんです、併し少くとも民間
に開放する態勢というものは、十分に
遺憾のないように当然考へるべきだと
思うのですが、今の人員の面では千名
くらいというお話だつたようですが、
まあ経費も別で特別にどうこうとい
う措置は考へておられんけれども、ま
あ何らかの経費が勿論必要だと思つて
いますが、千名ということになつて参り
ますと、これは相当なやはり経費が
年間を通じて必要になつて来るだろ
うと思つたのです。それで極めて大ざ
っぱな話程度にしかならぬと思つすけ
れども、どの程度、これは当然人件費
等も含めての話、給与の問題等も含め
ての話ですが、そういう点も含めて、
更に出張その他の経費、これは必要だ
と思つたのですが、そういうものを含め
てどの程度の見当になりますか。

○説明員(鶴勉君) 只今申上げた千名
と申しますのは、千名がそれに専属に
なるというわけではありませんが、大
体PBXが自営になるような見込の局
所を算定してみますと、或いはそのぐ
らいの人が検査に従事するであろうと
いうことでありまして、それは年間常
にそのみやつておるのではないので
ありまして、みづからやるのと併せて
やるわけではございまして、別段経費等
を別枠に考へておりません。

○久保等君 運営はそういうことでや
つて行くのでしようけれども、併しP

BXの検査を実施するに當つて、ひま
なときにはほかの業務も当然やるので
しようけれども、検査をするためにだ
けその人員を整理して考へた場合に
は、そのうちフルに検査に當る従事
員は、仮に有資格者を千名作つておい
ても、実際に検査をやる人はそのうち
の延人員にしても大体五百名あれば足
りるのではないかと、或いは六百名あ
れば足りるのではないかと、いろいろな数
字は、これは当然出て来るのではない
かと思つたのです。それでAならAとい
う具体的な人間そのものが全面的に
PBXの検査に當らないにしても、半
分しか當らない場合は半分を計算して
経費というものはおのずからはじき出
せると思つたのですが、その目の子算用
程度のもので結構ですが、どのぐら
いの経費になるか、もう少し具体的に
御説明を承わりたいと思つたのです。

○説明員(鶴勉君) 今その人がフルに
そのみに従事したらどんな見当だろ
うというお話でございしますが、そう
なりますと、まあ千名のうち一割に當り
ますが、或いはそれ以内で済むか、結局
どの程度自営に移るかということはま
だはつきり我々としてもわかつておら
ないのではありませんから、そこでみづか
ら今までやつて来て、かなり二十七年
度におきまして今度自営を認める範
囲の量というものは相当数多くなつて
参つておりますので、そういう人たち
を今何も別段整理しておるわけでも何
でもないわけでありまして、公社自身
としても積極的に出ますし、自営のほう
も出て来るという場合におきまして、
検査だけの考へて言いますれば、余り
予算的な措置も考へないでよいという

ことで、区分けして考へておりません
が、全く専属というものは、私どもの見
当と申しましては、相当の量が出る
いたしまして一割以内の問題ではな
いかと、こういうふうにお考へておりま
す。

○久保等君 全くやつてみなければわ
からないということも或る程度了承で
きるのですけれども、併し少くともP
BXを民間に開放するという建前は、
公社がやり得るものは当然公社がやる
んだと、併しどうしても公社がやる
とすれば、日ちの点からいつても無理
があるし、或いは又資材入手その他で
非常に無理があつて、いわば手の届か
ないところを実は民間にやるのだとい
う少くとも考へ方だと思つたのです。ま
あ勿論それは、そのPBXの施設者が
自営を希望せられる特殊の場合は別で
すが、併し一般に工事がどうも従来か
ら行きますと遅いから、できれば民間
でやるようになつておれば非常に好
都合だのに、公社が一手販売でやつて
おるのでは不便だからというのが、今
度のPBXの民間に開放される大きな
理由になつておるうちに私も承わつ
ておるわけですが、そうなつて参ります
と、公社の従来からの経験に基いてど
の程度の工事幅が、民間の建設の場合
においてどの程度自営でやつて
行くようになるだろうか、或いは又保
守の場合についてもどの程度自営で保
守されて行くかということについて
は、相当今までの実績から考へて参り
ますれば、私は或る程度の見通しは立
つと思つたのです。そうなつて参ると、
人員の問題については一応数字的な点
も言われておりますが、経費の点につ
いては別枠は考へていないと言つてお

られますが、予算的な措置については
別枠な考へておられないとしまして
も、何らかの形で出ざるを得ないと
思つたのです。それから又普通の従業員
が検査要員となつて検査をするのだか
ら、検査要員というふうな形で給与と
いうふうなことも考へる必要もないと
いえば、まさにその通りだと思つた。
けれども、経費の出どころは別としま
しても、少くとも検査をやつた従業員
の給与と、それから検査旅費というよ
うなもの、出る枠は別としまして
も、PBXのために支出した経費とい
うものは、はじき出してみれば一応の
見通しは立つと思つたのです。そこを私
は御質問いたしておるわけです。だか
ら、検査のために特別な費目というよ
うなところから出なければ、これは検
査のために使つた経費ではないのだと
いうふうな、そういうふうな厳格な意
味に考へておるのではなくて、飽くま
でも実質的にどの程度までの従業員が
充てるかということになつて来れ
ば、おのずから経費の点も出て来るの
ではないかと思つたのです。ですから、
その点を御質問しておるわけですか
ら、形式的な点を御質問しておるわけ
ではないのです。

○説明員(鶴勉君) 現在におきまし
て、自営の面は一割強くらいございま
す。これがまあどのくらい値えるかと
いう点は、結局公社に頼つて来ること
を希望するが、民営のほうがいんだ
ということになりますか、あれでござ
いますか、今度の予算におきまして
は、確かに前年度より公定の幅を一応
予算的には縮めてございます。併しな
がらこれは弾力条項がございまして、
社債等が引受けられる場合におきまし

てはそれが殖やされるという形になつ
ております。やはり現在一割強のもの
が半分程度自営のほうに行くものかど
うかという点につきましては、私もど
の確な判断はできないのです。今公社
に頼むのを若干控えておるというよう
なのは数件ございますけれども、全面
的に自営になれば、公社のほうは一切
頼まないという空気はないように私ど
もは観測いたしておるのでございま
す。そこで予算的に申しますと、私ど
も現在相当の幅をみづから直営とし
てやつておりますので、検査というもの
の程度というものは、必ずしもみづか
らやるほどの勿論何分の一かの時間な
り労力の問題でございますので、人件
費について今後我々の幅がむしろ縮ま
らないで殖えて行くということになれ
ば、今後新たな増員等も考へて行かな
ければならぬかとも思つたのです。前
年度よりも現在の情勢におきましては、前
年度よりも幅におきまして検査の経
費というものは必ずしもそうからん
というふうな見当で、そのところは詳
しく区分けして仮に五〇％行けばど
だけの経費がかかるかという計算
をいたしてない次第でございます。殊
に専属ということも考へておりません
ので、直営の工事と並行いたしまし
て、特に検査に適當なる資格を持つた
人を以て検査をするというふうな態勢
にいたしておる次第であります。

○久保等君 余り的確な御答弁もない
し、よくわからないんですが、まあそ
れ以上お尋ねしてもはつきりした御答
弁もないと思つたので、打切りま
す。併しその問題については打切りま
すが、仮にこういう場合を考へてみた場
合に、公社として一体どういうふう

考えられるか、ちよつとお尋ねをしてみたいんですが、それは民間で今度やるということになつて、その工事担任者が担当してやつた、ところが非常にどうも成績が芳しくないというふうな事態が起つて、従つて公衆通信にも非常に悪影響を及ぼして、そういう事態が起きました場合に、工事担任者に対する措置というものは特別に何らかの法案の内容には盛り込んでおかないわけですか。勿論そういう工事を停止せよとか何とかいうことは、これはできるだろうと思ふんですが、工事担任者が何かいけば不良工事をやつて、不良工事をやりをしようつちうやつて、特別に何か措置を講ずるといふようなことがないようでありまして、そういうふうな場合についてどうするおつもりなのか。一つ特に事は公衆電気通信に直接影響のある問題でございまして、非常に迷惑するわけですが、そういう場合に何らかの措置を考へる必要があるんじゃないかと思ひますが、どうでしょう。

○説明員(観勉君) この点につきましては、すでにいわれる昔々という工事を担当された方々におきましては相当自主的な非常な工事をやるということ、自主的な機関を作ろうというふうな空気もあるやに私も聞いております。併しなかに非常に悪い工事をやるという場合に、態勢をいたしましては、私も公衆通信を接続するかしんないかという問題になるわけですが、公衆側としましてはそれでいいわけですが、けれども、依頼されるかたとしては、非常な財産設備を非常に要するものを作られてあとで取返しがつかん、それら

についてどういう保護をすべきかという問題があるわけですが、まあ新憲法下におきまして、余りいろいろ制限をすることもどうかという点もありますし、又公社の認定というわけにも参らんかと思ひますが、或いはおのずからそこに一つの優良なる事業者というものが利用者から、そういう自営をされるかたから見てもわかるような態勢になつて来るのではないかと、いふふうな考へるわけでありまして、只今のところ、飽くまでそういう業者を取締るといふような態勢にはこの法律にもなつておりませんし、又そういうことを法律に基かずに勝手にやるというわけに参らん、これは飽くまで商売でありまして、商売というものは信用が第一、すべて悪いものだといふことでありまして、法律を要するかも知れませんが、そのあたりは何でもやはり実績を見て、なお又考へるべきものは、法律的手段を必要とするならば、これはやはり国会の問題になるわけですが、施設される法人なり個人なりが、要請される場合におきまして、私もできるだけけそういふ人が騙されないようにと言つちや語弊がありますが、そういうふうなところは、實際上話合ひがつくじやないかと考へます。そうかと言つて或る特別の者ばかり推薦して行くといふことは、これ又非常に要するものになる、そういう資格を持った人から見れば、公社が或る者を推薦し、或る者を推薦しないといふことに如何なる権利ありや、又どういふ判定をしたかといふような問題もあるわけですが、なかなかむずかしい問題ですが、私は事態は、大部分におきましては、おのずから自分の信用を得るといふことが大事

なんで、そうでなければ商売繁盛しないのです。そういうところは自主的な規律というものがあつたらうと私も考へておられます。

○久保等君 非常に何というか、超然として割切つたような話をされるのですが、問題は工事担任者の商売がはやる、はやらんは、これはまさに電気通信事業の面から見れば、関知したことではないのです。従つて余りいい工事をやらなければだん／＼淘汰をせられて、一般のお得意さんはなくなつて行くだろうから、自然淘汰の結果、自然衰滅をして行くだろうという歴史家的な判断なり、ものの考へ方では、実は電気通信事業をできる限りにかゝる公社が一元的にやつておつた場合と変らないような実は態勢を、公社としては電気通信事業の飽くまでも運営或いは経営という面から、これは任せ切れない、又責任を回避することもできない、公社の私は責任だと思ふ。そういう立場から考へた場合に、やはり工事担任者というものの善意に期待することだけでは問題が解決しないのじやなからうか、おのずからそこらに対する何らかの措置、対策というものを考へておかなければならぬのじやないか、又別に規定を作る、法律を作つたから、それについてただ単に取締つて行くのだという意味ではなくて、やはり最悪の場合というか、非常に工事担任者の非良心的なものが出た場合に対して、やはり万一の対策なり方法といふものは考へておかなければならぬのじやないかといふふうに私考へるわけでありまして、ところが只今の御答弁だと、全く手放しの極めて楽観論をしておられるわけだし、そういう業者

は恐らく長続きしないだろうといふようなことで解決されようとしてゐるわけですが、非常にその点に何らかの対策がないといふか、極めて私の質問してゐることに對する御答弁は、実は當てはまつておられないわけですが、非常に残念でございますが、併しこれも又先ほどの御質問と同じように、幾ら御説明を求めましても、それ以上具体的に私は考へておられないといふことであるとするならば、これも止むを得ないと思ふのですが、まあそういうことで、更に次の質問をいたしたいと思ふのですが、それは今のような場合に、今度は仕事を実は民間のPBXの施設者が、どうもあの業者にやらしておつたのじやこれは大変なことだといふので、途中で非常にもうどうにもならなくなつたような施設を、今度は一つ是非公社にやつてもらいたいといふことで、途中から非常にむずかしいことになつた工事を公社に実は頼まれて来た、申請されて来たという場合には、当然これは公社としては引受けざるを得ないと思ふのですが、その場合にこれをお断りするといふわけには参らないと思ふのですが、如何でしょう。

○説明員(観勉君) 途中でどうも自営はむずかしいといふ場合に、新たに公社に申請されました場合の措置につきましては、勿論PBXの発達するといふことにつきましては、公社としても大いに期待するところでございまして、それをむげに断るといふことでは、その際におきまして善処できるものと思ひます。

○久保等君 まあそういうことになれば、公社としては当然やるといふことになるわけですから、而も大局的に考へれば非常にまあ無駄といひますか、無駄だけでなく非常に通信事業そのものにも重大な支障を及ぼした結果になると思ふのですが、その場合にも、結局所詮電公社がそういうした場合にもこれを引受けて取捨をするという責任があると思ふわけでありまして、そういうふうなことでして民間にPBXを開放しなければならんかどうかといふことになつて来ると、私はまあ非常に疑問を持つわけですが、併し先ほど来お尋ねしておりますことについて、非常に手放しの楽観論で実は対処されてゐるだけに、今後の行末について非常に大きな疑念を持たざるを得ないわけですが、又技術基準の問題にいたしまして、或いは又資格検定の問題につきましても、極めてうまく行つた場合をすべて前提にしてゐる／＼、いろいろというよりはこの法案を出されて来ておられるわけですが、余り又いろいろ具体的には考へておられないといふか、実は受取れないわけですが、そういうふうなことで、而も八月の一日からこの法案が実施せられれば、当然PBXの民間開放ということも申請があればこれをどう／＼許可して行くといふことになると思ふのですが、併し相当地や更に研究せられる御予定なのかどうか。要するに具体的に実施せられる基準については、更に研究せられる予定なのかどうか。法律は八月一日という予定になつておつても、その間／＼準備期間が必要だといふふうな考へておられるのか。八月一日から直ちにそれでもなお且つやり得るといふ確信を持つておられるのか。先ほど来の御答弁の上からは残念ながらどう考へても確信が出て来ないと思へて

おるのですが、そのあたりどう考えておられますか。

○政府委員(金光昭君) 先ほど来いろいろとお話が進んで参つたわけでございますが、技術基準の問題にいたしまして、或いは資格者の認定にいたしまして、郵政省令で定めましますものにつきましては、当然八月一日以前におきまして準備をいたし、八月一日より直ちに省令の施行を見るように準備いたします。又更に公社で作つて郵政大臣の認可を受けて行きます技術基準等につきましては、やはりこれも八月一日までに完全に間に合うようにということと準備を進めていくつもりであります。

○久保等君 更に先般もちよつとお伺いしてそれに対する御答弁もあつたわけですが、公共的な立場から考えた場合に、PBXを自営にすることがいいかどうかという問題で、不経済な悪い面を一例に挙げ先般も御質問をいたしたのでありますが、例えばPBXの電力の問題ですが、これらの共有の問題にいたしましてむしろ直営でやつておるならば非常な経済的に、多数の加入者のPBXについて、電源を共有して参るといふような経済的な運営ができるけれども併し自営でやつて参ります場合には、そういった面についても非常に不経済な施設をやるといふような場合が十分あり得るわけですが、これは東京都内でも相当具体的な鉄鋼ビル等については、そういう事例が現にあるようでありまして、そういったことから考えましても、やはりPBXの自営という問題について、幾多考へるべき問題があるかと思う。この点について言へば、確かにそういった経済的に見て、

大乗的な立場から考えて、不経済な面も確かにあるだろうといふ御答弁があつたわけですが、そういうことも

考へ、先ほど御質問いたしているような趣旨から考えましても、私は少くともこのPBXの自営という問題については、十分に再検討される余地があるのではないかとこのように考へ、同時に又先般もちよつと御質問いたしましたのが、このPBXの自営の問題は、昨年の六月から公衆電気通信法案が国会にかかつて以来、今日まで不変の態度で四回に亘る国会に同じ問題が法案として出されているわけですが、一番最初に出された当時は、まだ電気通信省という時代でありましたし、日本電信電話公社法案、或いは国際電信電話株式会社法案という法案が、審議せられておる国会にこの問題も同じように実は出されて参つたわけですが、従つてあの当時、提案をせられた当時の状況と今日の状況ではこの提案をせられておる時期の問題からいへば、相当事情の変更といひますか、情勢の変化があるわけでありまして、又少くともあの公社法が実施せられて充足したばかりのときの段階においては、公社の考へ方

或いは郵政省の考へ方としては、少くとも電気通信事業というものは従来の政府事業でやつておつた当時とは非常に違つた、企業の自主性といひますか、公共事業として従来政府のやつておつた面でも幾多の批判される面は、是非公共企業体になつたこの際には一つ私試をしてやつて参りたいというように考へ方を持つておられるかと思ふ。従つてPBXが、いろいろ政府事業当時批判を受けておつた批判は、相当今

度のこの公社法が実施せられた今日の公社としては、いろいろ善処したいといふことで対策も先般出して頂いた資料の中ではないかと思ふ見受けられるわけですが、そういう状態の中にあつて頭として、公社法が国会にかかつておつたと同じ気持で今回も御提案になつて参つておる。頭として実は同じ方針で堅持されているということについては、公社そのものの、私は全般的な電気通信事業に対する公社の真意のほど

も若干私は窺われるわけですが、こののは、政府事業でやつておつた当時と同じような考へ方で、将来PBX以外についても、やはり今後運営して行くのではないだろうかといふことを、この一つの問題から実は推測することも、あなたが私にそううがら過ぎる推測ではないかと思ふのです。そういう点から申しましても、いずれにしても、何か非常にこたわつて、一度国会に出したものはその後公社の経営形態が變つて行くことがどうしようか、とにかく飽くまでも方針としてやつて行くのだという考へ方については、私はいささか余りにも固執し過ぎるのではないかとこの問題を非常にかましく喋々いたしましたのは、電気通信事業の本質的な性格、それから電気通信事業の使命、そういったようなものから、実は力説をいたしておるわけでありまして、これが予算に見た場合には、電気通信事業の何十分の一だとか、何百分の一という問題によつて問題を解決すべきではなくて、飽くまでも神経系統である電気通信事業というものは、北海道の果から九州の果までどこまで行つても責任体制が明確であるとか、電

気通信事業というものの統一性というものが確保されて行かなければ、電気通信事業の円滑な運営と迅速という電気通信事業の使命は私は達せられないと思う。それはその一部はAというところをこれをやつており、或るところではBというものがやつておるという形で、責任体制が確立しないのではないかと、更に又今度のPBXを考へましても、昨年来の経過をじつと眺めておりますと、その間非常に、公社そのものの、それから通信事業そのものに携わつておる者の経験に基づく確信の上に立つた提案というよりは、何かしらそれ以外の方面からの動きによつて情勢を作り出されて来て、法案を国会に上提せられて来るというふうな経過については、飽くまでも私自体にいたしましては納得できないわけですが、このことは直接通信事業に携つておられる従業員の立場においても全く同じだと思ふのです。又そのことが少くとも私は公共性のある電気通信事業としては当然じゃないかといふふうに考へるわけですが、従つて少くとも原則としての方針を或る程度例外的に變更するというからには、相当な確信を持つて、而も又万端の準備をはつきり整えた上に立つて私は変則的な措置をとるといふこともこれ先ほど来のお答弁によつてもはつきりいたして参つておりますように、そういった方面については何らの対策がないと言つてもいいほど、極めてその具体策を持たないままに、ただ資格試験だけはやるのだ、又技術基準を設置して技術基準によつて検査もやつて行くのだという程度の準備だけで、は、残念ながら電気通信という非常に高

度な技術と、それから非常にデリケートな通信という特殊なものを扱う事業の場合においては非常に心配されるわけですが、私はそういう点から御質問をいたしておるわけですが、残念ながらどうも明確な御答弁がないので、このPBXの自営の問題につきま

しては、もう少し検討を私自体も内容の点について更にもう少し明確にしない限りにおいては、残念ながらどうも納得するわけにも行かないのでありますが、仮に八月一日から実施されるということになりますと、あと数日しかないというふうな状態にもなつておるわけですが、それで監理官の御説明では、八月一日から実施するので、当然それまでに準備を整えるのだと言われるのは、これは法案の建前からそうならざるを得ないだろうと思ふのです。御答弁もそうならざるを得ないだろうと思ひます。飽くまでもそういう問題にとらわれるのではなくて、実際問題として、果して一体どうなんだという率直な御答弁は残念ながら先ほどの御答弁ではなされておらないといふふうに実は考へるわけですが、なおもう少し突つ込んだ率直な御意見もお聞かせ願ひたいと思ひます。そういう点で本日のところどうも私一人の質問で被占してしまつた気がします。一応本日のところ私それ以上突つ込んだ御質問をいたしてもどうかと考えますが、この点は保留をいたしておきたいと思ひます。

○委員長(堂森芳夫君) 本日はこれにて散会をいたします。

午後四時三十四分散会

昭和二十八年九月十五日印刷

昭和二十八年九月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局